

---

## 監査委員公表

---

### 監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、長崎県知事から令和2年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年9月17日

長崎県監査委員	濱	本	磨毅穂
同	砺	山	和仁
同	吉	村	洋
同	坂	本	浩

R03-01090-02558  
3 教 総 第 86 号  
長 公 ( 会 ) 第 2 号  
令 和 3 年 9 月 2 日

長崎県監査委員	濱本	磨毅穂	様
長崎県監査委員	砺山	和仁	様
長崎県監査委員	吉村	洋	様
長崎県監査委員	坂本	浩	様

長 崎 県 知 事 中村 法道

長崎県教育委員会教育長 平田 修三

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

令和2年度包括外部監査の結果に基づく措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知いたします。

# 令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

## <テーマ> 長崎県の補助金事務の執行について

### 包括外部監査の結果報告・各論

第1	危機管理監	1
第2	総務部	4
第3	地域振興部	8
第4	文化観光国際部	11
第5	県民生活環境部	16
第6	福祉保健部	19
第7	福祉保健部こども政策局	24
第8	産業労働部	26
第9	水産部	27
第10	農林部	30
第11	土木部	36
第13	教育委員会	37
第14	警察本部	43
<b>包括外部監査の結果報告・全庁的な問題点</b>		
	全庁的な問題点	45

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第1 危機管理監

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.26	消防保安室	<p>本補助金は、平成15年以前は消防協会に対する運営費補助金だったものが、一部の事業費及び福利厚生事業費に対する補助金に変更された経緯がある。</p> <p>しかし、事業計画書及び事業報告書に添付されている収支予算書や収支報告書を確認すると、その内容は消防協会全体の収支予算や収支報告となっており、補助対象事業の特定や、補助対象事業に対して補助金がどのように支出されているかを判断することが困難である。このため、補助金交付の効果の検証が十分にできておらず、依然として本補助金は実質的に団体に対する運営費補助になっていると見ざるを得ない。</p> <p>事業計画書及び事業報告書は、特定の事業に対して補助金を交付する必要性や相当性を判断するための重要な資料であることから、補助事業を特定し、団体全体の収支予算・収支決算だけでなく、補助対象事業に関する収支予算・収支決算を明らかにするよう指導すべきである。</p> <p><u>事業計画書及び事業報告書については、補助対象事業を特定し、団体全体の収支予算・収支決算だけでなく、補助対象事業に関する収支予算・収支決算を明らかにするよう指導すべきである。（指摘事項）</u></p>	<p>（措置済）</p> <p>令和3年度の本補助金交付申請にあたり、従来の事業計画書と別に補助対象事業に関する収支予算書を添付させ、対象事業の実施計画や収支予算の確認を行いました。また令和2年度の実績報告書の提出にあたり、事業報告書と別に補助対象事業に関する収支決算書を提出させ、補助対象となる事業の交付効果を確認いたしました。</p>	
p.27	消防保安室	<p>本補助金は、年度当初の5月に当初交付決定額3,600,000円全額が概算払いにより交付されている。ここで、補助金等の交付方法に関する長崎県補助金等交付規則16条の定めは次のとおりである。</p> <p>長崎県補助金等交付規則 第16条（補助金等の交付） 第14条の規定により通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより補助金等交付請求書（様式第3号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。</p> <p>このように、同条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。</p> <p>本補助金は、消防協会における公益目的事業7事業のうち6事業、収益事業3事業のうち1事業を対象としており、団体活動の事業のほとんどに補助金が使われることから、一定の概算払いが必要となることは理解できる。しかし、事業計画書には、補助対象事業がいつの時期に、どのように行われ、それに対して補助金がどのように分配されるか等の具体的記載はなく、提出書類からは概算払いの必要性が判断できず、本補助金において十分に概算払いの必要性について検討されたとは言いがたい。</p> <p>今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。</p> <p>また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。</p> <p><u>県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。（意見）</u></p>	<p>（措置済）</p> <p>令和3年度の本補助金の交付申請にあたり、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性に関する文書を添付させました。内容について慎重に検討した結果、概算払いすることの、必要性を認め、措置することといたしました。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第1 危機管理監

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.28	消防保安室	<p>本補助金は、交付申請時の予算計画において、消費税を含む金額で予算組みされている。そうすると、交付された本補助金には、消費税が含まれているのであるから、次の長崎県防災危機管理監関係補助金交付要綱6条4項が適用される。</p> <p>長崎県危機管理監関係補助金交付要綱6条4項 第6条（実績報告等） 4 補助金の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額(減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額)を補助金の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。</p> <p>このような条項が定められている理由は、補助金の交付を受けた補助事業者が、補助事業を実施するに当たって課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額を控除したとすると、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担しないことになり、消費税額に相当する補助金が過払いになってしまうからである。したがって、交付する補助金に消費税等が含まれていないことが明らかな場合を除いて、県は、補助事業者に対し、仕入れに係る消費税等相当額の報告を求めなければならない。</p> <p>しかし、かかる報告が適切に行われていなかったため、平成29年度包括外部監査において、県は、次のような指摘を受けている。</p> <p>平成29年度包括外部監査報告書28頁 仮に消費税返還義務のある補助金支給者だった場合、消費税等相当額報告書が提出されないと補助金の過払につながる恐れがある。また、支給した補助金の消費税部分の還付に係る自治体の対応について、会計検査院により全国の自治体が度々指摘を受けている点からみても、リスクが高い部分と判断できる。</p> <p>したがって、県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである。</p> <p>この包括外部監査の指摘を受け、県は、各部局に対し、「平成30年度の予算執行について」（平成30年4月2日付30財第1号）及び「平成31年度の予算執行について」（平成31年4月1日付31財第1号）において、次のように指示した。</p> <p>「平成31年度の予算執行について」（平成31年4月1日付31財第1号） 消費税込みで交付申請した補助事業者に対しては、仕入れに係る消費税等相当額の有無・状況を報告させるとともに、その報告においては消費税の確定申告書の写しを添付させるなどして、適切かつ十分な確認を行うこと。なお、実績報告書を提出する時点において仕入れに係る消費税等相当額が明らかになっていない場合は、その額が確定した時点において報告・確認が必要となるため、翌年度以降にしっかりと引継がなされるよう、適切に管理・対応すること。</p> <p>しかしながら、本補助金においても、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない。 <u>県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。（指摘事項）</u></p>	<p>（措置済） 令和2年度の実績報告書提出時に、仕入れに係る消費税等相当額の有無・状況を報告させました。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第1 危機管理監

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.29	消防保安室	<p>本補助金は、交付申請時の予算計画において、消費税を含む金額で予算組みされている。そうすると、交付された本補助金には、消費税が含まれているのであるから、長崎県防災危機管理監関係補助金交付要綱6条4項が適用され、上記(1)・エのとおり報告をさせなければならない。</p> <p>しかしながら、本補助金においても、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない。</p> <p><u>県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。(指摘事項)</u></p>	(措置済) 令和2年度の実績報告書提出時に、仕入れに係る消費税等相当額の有無・状況を報告させました。	
p.30	消防保安室	<p>長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条は、補助事業者に対し、次のとおり、事業計画書や事業実績報告書等の提出を求めている。</p> <p>第4条(補助金等の交付の申請) 補助金等の交付の申請(契約の申込みを含む。以下同じ。)をしようとする者は、補助金等交付申請書(様式第1号。ただし、契約の申込みにあつては、これに準ずる書類)に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。ただし、添付書類については、知事がその必要がないと認めるときは、省略することができる。</p> <p>(1) 補助事業等の事業計画書 (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代る書類 (3) 補助事業等が工事の施行に係るものであるときは、その実施設計書 (4) その他知事が必要と認める書類</p> <p>第5条(補助金等の交付の決定) 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をするものとする。</p> <p>第13条1項(実績報告) 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は第11条第2項第2号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、別に定めるところにより、補助事業等実績報告書(様式第2号)に係る書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。</p> <p>第14条(補助金等の額の確定) 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。</p> <p>このように、補助事業者が県に提出すべき事業計画書等は、補助金交付の必要性・相当性を審査するためのものであり、また、事業実績報告書等は、実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合することを調査するためのものである。</p> <p>しかしながら、補助事業者が提出している収支予算書(実際の標題は「活動予算書」と)と収支決算書(実際の標題は「活動計算書」と)は予算と決算の差額が記載されていないなど、両者の比較が分かりづらい。また、補助事業者が提出している事業実績報告書(実際の標題は「主要事業実績報告」と)は、交付申請時に提出された事業計画書記載の事業のうち、実施した事業のみを報告しているため、交付決定時の事業計画の内容と実施された事業の成果が適合しているのか検証できないものとなっている。</p> <p>そのため、補助事業者が提出している書類は、事業計画及び予算と事業実績及び決算の比較ができず、長崎県補助金等交付規則が求めている事業計画書や事業実績報告書等として適合する書類とは評価できない。</p> <p>県は、補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。</p> <p><u>県は、補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。(指摘事項)</u></p>	(措置済) 令和2年度の事業実績報告書について、記載内容を指導し改善いたしました。また、令和3年度分の収支予算書については、前年度予算の記載欄を追加するなど、長崎県補助金等交付規則に適合する資料となるよう、指導いたしました。	
p.31	消防保安室	<p>本補助金は、年度当初の5月に当初交付決定額3,700,000円全額が概算払いにより交付されている。</p> <p>上記(1)・ウのとおり、長崎県補助金等交付規則16条2項は、補助金等の交付が原則として後払いであり、概算払いは「特に必要がある場合」の例外的な扱いであることを定めている。</p> <p>本補助金は団体の運営費の補助であるから一定の概算払いが必要となることは理解できるが、補助事業者が提出している事業計画では、毎月の支出予定額や支出計画が記載されておらず、年度当初に全額を概算払いする必要性の判断が十分にできないと言いがたい。</p> <p>今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。</p> <p>また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。</p> <p><u>県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。(意見)</u></p>	(措置済) 令和3年度の本補助金の交付申請にあたり、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性に関する文書を添付させました。内容について慎重に検討した結果、概算払いすることの必要性を認め、措置いたしました。	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第2 総務部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.34	学事振興課	<p>補助事業者に対する現地調査に関する、長崎県における規定は次のとおりである。</p> <p>長崎県補助金等交付規則 第5条1項（補助金等の交付の決定） 知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。</p> <p>補助金等交付事務にかかる審査の強化について（通知） （平成14年4月16日付14財第15号） 2 現地調査の実施について ・ 現地調査は、必要に応じ、個々の補助事業及び調査箇所等を選定のうえ、積極的かつ計画的に行い、実態把握に努めること。 また、各部局においては、年間計画等を作成するなど適切かつ実効性のある現地調査となるよう留意すること。 ・ 臨時的な調査の場合は、事前通知から現地調査に至るまで速やかに実施することとし、その趣旨が薄れることのないよう十分注意すること。</p> <p>補助金等交付事務の適正化について（通知） （平成21年6月19日付21財第74号）別紙のチェックリスト ・ 補助金等の不正受給の発生を防止するため、現地調査を実施したか。</p> <p>補助金等の予算執行について（通知） （平成27年7月21日付27財号外） ・ 支出については、書類審査のみならず、必要に応じて現地調査を行い、事業が目的に沿って実施されているかなど十分な実績確認に努めること。</p> <p>このように、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。 本補助事業のチェックリストには現地調査を実施したかの欄にチェックがあり、担当者は毎年度現地調査を行っているとのことである。しかし、いつ、誰が、どのような現地調査を行ったのか、記録上明らかではない。 補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記「ないし」の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的に実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。 <u>補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。（意見）</u></p>	<p>（措置済） 今後、現地調査を実施した際は、担当者、調査方法・内容、調査結果を記録したうえで、チェックリストに添付することいたしました。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第2 総務部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.35	学事振興課	<p>長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条は、補助事業者に対し、次のとおり、事業計画書や事業実績報告書等の提出を求めている。</p> <p>第4条（補助金等の交付の申請） 補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号。ただし、契約の申込みにあつては、これに準ずる書類）に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。ただし、添付書類については、知事がその必要がないと認めるときは、省略することができる。</p> <p>（1） 補助事業等の事業計画書 （2） 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代る書類 （3） 補助事業等が工事の施行に係るものであるときは、その実施設計書 （4） その他知事が必要と認める書類</p> <p>第5条1項（補助金等の交付の決定） 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。</p> <p>第13条1項（実績報告） 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は第11条第2項第2号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、別に定めるところにより、補助事業等実績報告書（様式第2号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。</p> <p>第14条（補助金等の額の確定） 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。</p> <p>このように、補助事業者が県に提出すべき事業計画書等は、補助金交付の必要性・相当性を審査するためのものであり、また、事業実績報告書等は、実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合することを調査するためのものである。</p> <p>本補助金についても、各学校法人から事業計画書や事業実績報告書が提出されているが、事業計画書及び事業実績報告書中、補助対象事業の内容や、経費の内訳の記載に不十分な点がある。</p> <p>例えば、学校法人が県外において相談会や説明会を行う事業の記載では、ある学校法人の経費内訳欄には「相談会参加費」と抽象的に記載されているのに対して、別の学校法人の経費内訳欄には「旅費、交通費、宿泊費」と具体的に記載されており、さらに別の学校法人の経費内訳欄には詳細に「出張者 名の旅費交通費」が記載されている。</p> <p>相談会や説明会の事業での経費の記載が「相談会参加費」という合計額のみでは、具体的な支出内訳が分からず、また、各学校法人によって内訳の記載の程度に差があることも、公平かつ適正な補助金交付審査という観点からは不適切であると言える。</p> <p>事業計画書、事業実績報告書等は、いずれも、適正な補助金交付のために重要な審査資料であり、県は、かかる趣旨や役割を再確認したうえで、補助事業者に対し、経費内訳として記載すべき事項を特定するなどした上で、交付決定の審査や交付額確定の調査ができる程度に具体的な内容を記載するよう指導すべきである。</p> <p>県は、補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済） 令和3年度から、補助事業者に対し事業計画書などの記載内容を統一し、より具体的に記載するように指導しております。</p>	
p.37	学事振興課	<p>上記（1）・イで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。</p> <p>本補助金についても、補助事業のチェックリストには現地調査を実施したかの欄にチェックがあり、担当者は毎年度現地調査を行っているとのことである。しかし、いつ、誰が、どのような現地調査を行ったのか、記録上明らかではない。</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記 ないし の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的の実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。</p> <p>補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置済） 今後、現地調査を実施した際は、担当者、調査方法・内容、調査結果を記録したうえで、チェックリストに添付することいたしました。</p>	



令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第2 総務部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.38	学事振興課	<p>本補助金は、交付申請時の予算計画において、消費税を含む金額で予算組みされている。そうすると、交付された本補助金には、消費税が含まれているのであるから、次の長崎県総務部関係補助金等交付要綱6条4項が適用される。</p> <p>長崎県総務部関係補助金等交付要綱6条4項 第6条（実績報告等） 4 補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。</p> <p>このような条項が定められている理由は、補助金の交付を受けた補助事業者が、補助事業を実施するに当たって課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額を控除したとすると、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を實質的に負担しないことになり、消費税額に相当する補助金が過払いになってしまうからである。したがって、交付する補助金に消費税等が含まれていないことが明らかな場合を除いて、県は、補助事業者に対し、仕入れに係る消費税等相当額の報告を求めなければならない。 しかし、かかる報告が適切に行われていなかったため、平成29年度包括外部監査において、県は、次のような指摘を受けている。</p> <p>平成29年度包括外部監査報告書28頁 仮に消費税返還義務のある補助金支給者だった場合、消費税等相当額報告書が提出されないと補助金の過払につながる恐れがある。また、支給した補助金の消費税部分の還付に係る自治体の対応について、会計検査院により全国の自治体が度々指摘を受けている点からみても、リスクが高い部分と判断できる。 したがって、県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである。</p> <p>この包括外部監査の指摘を受け、県は、各部署に対し、「平成30年度の予算執行について」（平成30年4月2日付30財第1号）及び「平成31年度の予算執行について」（平成31年4月1日付31財第1号）において、次のように指示した。</p> <p>「平成31年度の予算執行について」（平成31年4月1日付31財第1号） 消費税込みで交付申請した補助事業者に対しては、仕入れに係る消費税等相当額の有無・状況を報告させるとともに、その報告においては消費税の確定申告書等の写しを添付させるなどして、適切かつ十分な確認を行うこと。なお、実績報告書を提出する時点において仕入れに係る消費税等相当額が明らかになっていない場合は、その額が確定した時点において報告・確認が必要となるため、翌年度以降にしっかりと引継がなされるよう、適切に管理・対応すること。</p> <p>しかしながら、本補助金においても、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない。 県担当者によれば、本補助事業者については、会計書類等によって、消費税法60条4項が適用されることを確認しているため、仕入れに係る消費税等相当額の報告は不要とのことである。 かかる取扱いが正しいものであるが、本補助金の記録には、消費税法60条4項の適用につき、どのような書類等を確認したのかが残されていない。上記「平成31年度の予算執行について」の運用からすると、仕入れに係る消費税等相当額の報告と同様に、補助事業者から消費税法60条4項の適用に関する会計書類等（写し）の提出を受けるなどし、確認状況を画面にて記録化することが望ましい。 補助事業者が消費税法60条4項の適用を受ける場合には、会計書類等（写し）の提出を受けるなどし、確認状況を画面にて記録化することが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置済） 令和2年度より、各学校法人に消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を提出させ、書面にて確認することいたしました。</p>	
p.40	学事振興課	<p>上記（2）・イで述べたとおり、長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条の規定からすると、補助事業者が県に提出すべき事業計画書等は、補助金交付の必要性・相当性を審査するためのものであり、事業実績報告書等は、実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合することを調査するためのものである。 本補助金についても、各学校法人から事業計画書や事業実績報告書等が提出されているが、これらの書類の中で、補助対象事業の内容や、経費の内訳の記載の程度が統一されておらず、ある補助事業者については、対象経費を記載する欄に「人件費・経費」としか記載されておらず、具体的な人数や経費の内訳等が記載されていない。また、事業実績報告書を見ても、詳細が不明な記載が多く、実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合することを調査するという事業実績報告書の役割を果たしていないものも見られた。 事業計画書や事業実績報告書等は、いずれも、適正な補助金交付のために重要な審査資料であり、県は、かかる趣旨や役割を再確認したうえで、補助事業者に対し、経費内訳として記載すべき事項を特定するなどした上で、交付決定の審査や交付額確定の調査ができる程度に具体的な内容を記載するよう指導すべきである。 県は、補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済） 令和2年度より、対象経費である人件費、教育研究費、管理経費の各総額を記載させるとともに、実際に当補助金を充てる費用が明確でなかったことから、具体的に充当する費用の小科目を記載するよう指導いたしました。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第2 総務部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.41	学事振興課	<p>本補助金は、一人あたり6,300円に生徒の数を乗じて得た額をその補助金額としている。一人あたりの補助金額については、平成22年頃に予算定額を決めており、それが現在まで続いている。</p> <p>補助金の交付について長崎県補助金等交付規則5条1項は「補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたとき」に交付決定することとしており、県は、補助の必要性や公益性、補助の効果等様々な要素を考慮して、補助金交付の適否及びその金額を決定すべきである。にもかかわらず、約10年間補助金額の見直しが行われていない本補助金については、一人あたりの補助金額の妥当性等について十分に検討されているとは言いがたい。</p> <p>今後、県には、本補助金について交付の必要性や金額の妥当性等、交付申請の内容を厳密に検討してもらいたい。</p> <p>県は、長崎県補助金等交付規則5条1項に則り、補助対象経費の必要性や金額の妥当性等、交付申請の内容を厳密に検討してもらいたい。（意見）</p>	<p>（その他）</p> <p>一般的に経常費補助金は、単価方式、定額方式、標準費運営方式の算定方式があり、本県では、経営努力を評価する観点から生徒数に応じた単価方式としています。</p> <p>金額の妥当性については、国からの財源措置が無いなか、県の厳しい財政状況を踏まえて補助単価を設定したものです。今後とも、国の動向を注視してまいります。</p>	
p.41	学事振興課	<p>上記（1）・イで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。</p> <p>本補助金についても、補助事業のチェックリストには現地調査を実施したかの欄にチェックがあり、担当者は毎年度現地調査を行っているとのことである。しかし、いつ、誰が、どのような現地調査を行ったのか、記録上明らかではない。</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記 ないし の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的な実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。</p> <p>補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置済）</p> <p>本補助金については、決算書類と突合を行い、必要に応じて学校法人へ聞き取りを行っておりますが、調査結果などは特段記録していない状況にあります。</p> <p>今後実施の際には、担当者、調査方法・内容、調査結果を残すようにいたしました。</p>	
p.42	学事振興課	<p>上記（1）・イで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。</p> <p>本補助金についても、補助事業のチェックリストには現地調査を実施したかの欄にチェックがあり、担当者は毎年度現地調査を行っているとのことである。しかし、いつ、誰が、どのような現地調査を行ったのか、記録上明らかではない。</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記 ないし の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的な実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。</p> <p>補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置済）</p> <p>今後、現地調査を実施した際は、担当者、調査方法・内容、調査結果を記録したうえで、チェックリストに添付することといたしました。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第3 地域振興部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.44	交通政策課	<p>長崎県生活バス路線運行対策費補助金実施要綱第2条(4)エの規定は以下のとおりである。</p> <p>エ 補助対象期間における経常収益が経常費用の11/20以上のもの</p> <p>この規定により、経常収益が経常費用の11/20未満のバス路線は、補助対象となる「生活バス路線」にはあたらないことになる。本補助事業の目的は、地域住民の生活に必要なバス路線を確保することであるから、経常収益が経常費用の11/20未満の赤字バス路線であっても補助の必要性があり得ることは容易に想定できる。上記補助要件は、平成15年当時の国の補助基準に合わせたものがそのまま残っているとのである。当該補助要件撤廃の要望が複数の市町から出されていることもあり、これまでも要件変更は検討していたが、次年度以降、さらに見直しの検討を行う予定とのことであった。</p> <p>県は、本補助事業の目的を十分に実現する必要がある場合には、速やかに、補助要件の見直しを検討することが望ましい。(意見)</p>	<p>(一部、措置済)</p> <p>当該補助要件の緩和・撤廃については、複数の市町から要望が出されているところであり、これまで県としては、生活路線バスの維持のための支援について、国・県・市町それぞれの役割や財政事情等の状況に基づいて補助を行ってきたところであり、要件の見直しも随時、議論しております。</p>	<p>令和2年度に改正された地域公共交通活性化再生法に基づき、市町が行う地域公共交通計画の策定や見直しの状況等も踏まえ、補助要件の緩和も含めた今後の支援のあり方を検討してまいります。</p>
p.45	交通政策課	<p>事業計画書における事業費内訳の記載内容は、例えば下記のようなものであり、事業計画変更申請書、実績報告書も同様である。</p> <p>国内線対策事業 (内訳) 就航促進対策費 国内線誘致事業や就航促進助成を行う。 事業費 1,780,000円</p> <p>具体的な事業費内訳はなく、根拠資料・証拠書類等も全く添付されていない。 しかしながら、長崎県補助金等交付規則4条及び5条は、交付申請及び交付決定の手続きを次のとおり規定している。</p> <p>第4条(補助金等の交付の申請) 補助金等の交付の申請(契約の申込みを含む。以下同じ。)をしようとする者は、補助金等交付申請書(様式第1号。ただし、契約の申込みにあつては、これに準ずる書類)に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。ただし、添付書類については、知事がその必要がないと認めるときは、省略することができる。 (1) 補助事業等の事業計画書 (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代る書類 (3) 補助事業等が工事の施行に係るものであるときは、その実施設計書 (4) その他知事が必要と認める書類</p> <p>第5条(補助金等の交付の決定) 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をするものとする。</p> <p>このように、長崎県補助金等交付規則4条及び5条は、補助金の交付申請者に対し、事業計画書や収支予算書を添付した交付申請書を提出させ、県が提出された申請書類等の内容を審査した上で、交付決定するよう定めている。 そうであるならば、交付申請書に添付する事業計画書や収支予算書は、補助金交付の必要性・相当性を審査しうる程度に具体的な内容でなければならない。 また、長崎県補助金等交付規則13条1項及び14条は、補助事業の実績報告及び補助金額の決定の手続きを次のとおり規定している。</p> <p>第13条1項(実績報告) 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は第11条第2項第2号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、別に定めるところにより、補助事業等実績報告書(様式第2号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。</p> <p>第14条(補助金等の額の確定) 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。</p> <p>このように、長崎県補助金等交付規則13条1項及び14条は、補助事業者に対し、事業実績報告書等を提出させ、県が提出された報告書類等を調査し交付決定と適合することを確認した上で、交付額を決定するよう定めている。 そうであるならば、事業実績報告書等は、当該事業の成果が交付決定と適合することを調査しうる程度に具体的な内容でなければならない。 県は、事業計画書や事業実績報告書等の上記のような趣旨や役割を再確認した上で、補助事業者に対し、交付決定の審査や交付額確定のための調査ができる程度に具体的な内容を記載するよう指導すべきである。 県は、補助事業者に対し、事業計画書や事業実績報告書等には、交付決定の審査や交付額確定のための調査ができる程度に具体的な内容を記載するよう指導すべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済)</p> <p>事業計画や事業実施報告書等の記載内容について、事業内容等の詳細がわかる資料を別紙で参考に添付するなどの工夫を行うよう補助事業者に対して指導を行ってまいります。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第3 地域振興部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.47	交通政策課	<p>本補助金は、令和元年7月に24,116,000円の交付決定がなされ、同年8月には、交付決定額の約90%にあたる21,704,000円の概算払がされている。概算払請求書には理由の記載はない。交付申請書添付の安全整備補助事業（予定一覧）では、外注先の作業予定が令和2年2月1日～2月8日とされ、外注費は25,081,000円（税抜）である。ここで、補助金等の交付方法に関する長崎県補助金等交付規則16条の定めは次のとおりである。</p> <p>長崎県補助金等交付規則 第16条（補助金等の交付） 第14条の規定により通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより補助金等交付請求書（様式第3号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。 2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。</p> <p>このように、同条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。 本補助金においては、交付決定時から半年以上先に予定されている整備に係る費用なのであるから、交付決定の翌月における、交付決定額の約90%もの概算払いが「特に必要」とは認めがたい。 今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。 また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。 県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。（意見）</p>	<p>（措置済） 補助事業者からは年度途中で状況報告を求めることとしており、概算払いを行う際には、事業の進捗状況等を把握した上で判断するなど、包括外部監査人のご指摘を踏まえ、概算払いの必要性について慎重に検討してまいります。</p>	
p.48	新幹線対策課	<p>本事業計画書における事業費の明細が、例えば下記のようにあり、具体的な経費内訳が分からないものである。</p> <p>2 広報・啓発活動 ○イベントにおける広報活動 ○長崎駅かめ広場CM放送、屋外壁面広告や公共交通機関車両を活用した各種広告掲出 ○新幹線パンフレット、ノベルティグッズの制作 ○その他 事業費 5,920,000円</p> <p>実績報告書にはある程度詳細な事業明細の記載がある。本補助事業が流動的な活動が予想される事業であることは理解できるが、平成23年度から継続している補助事業なので、ある程度の具体的な内訳は、事業計画においても示せるはずである。 上記（2）・イで指摘したとおり、事業計画書は補助金交付の必要性・相当性を審査するための書類なのであるから、県は、かかる趣旨や役割を再確認したうえで、補助事業者に対し、交付決定の審査ができる程度に具体的な内容を記載するよう指導すべきである。 県は、補助事業者に対し、事業計画書等に、交付決定の審査ができる程度に具体的な内容を記載するよう指導すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済） 交付決定にかかる審査をより円滑に実施できるよう、補助事業者に対して、当初計画時点における事業内容や金額を含めた詳細について記載のうえ提出するよう指導してまいります。</p>	
p.49	新幹線対策課	<p>本補助金は、令和元年6月に交付決定がなされ、同月、当初交付決定額の全額が概算払いされている。 しかし、上記（3）・イで述べたとおり、長崎県補助金等交付規則16条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。 本補助金が、その時々々の広報活動等に充てられるため、一定の概算払いが必要となることは理解できるが、補助事業者が提出している実績報告からすると、費用支出の時期は様々であり、交付決定時の同月における全額の概算払いが「特に必要」とは認めがたい。 今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。 また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。 県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。（意見）</p>	<p>（措置済） 本事業を行う時期は、事態の進展状況や社会情勢等を踏まえ実施することが多く、事業実施計画に沿って行うことが困難なこともあり、概算払いとしていることから、補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求めるとともに、補助金等の交付時期について慎重に検討してまいります。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第3 地域振興部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.50	新幹線対策課	<p>補助事業者に対する現地調査に関する、長崎県における規定は次のとおりである。</p> <p>長崎県補助金等交付規則 第5条（補助金等の交付の決定） 知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。</p> <p>補助金等交付事務にかかる審査の強化について（通知） （平成14年4月16日付14財第15号） 2 現地調査の実施について ・ 現地調査は、必要に応じ、個々の補助事業及び調査箇所等を選定のうえ、積極的かつ計画的に行い、実態把握に努めること。 また、各部局においては、年間計画等を作成するなど適切かつ実効性のある現地調査となるよう留意すること。 ・ 臨時的な調査の場合は、事前通知から現地調査に至るまで速やかに実施することとし、その趣旨が薄れることのないよう十分注意すること。</p> <p>補助金等交付事務の適正化について（通知） （平成21年6月19日付21財第74号）別紙のチェックリスト ・ 補助金等の不正受給の発生を防止するため、現地調査を実施したか。</p> <p>補助金等の予算執行について（通知） （平成27年7月21日付27財号外） ・ 支出については、書類審査のみならず、必要に応じて現地調査を行い、事業が目的に沿って実施されているかなど十分な実績確認に努めること。</p> <p>このように、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。 本補助事業のチェックリストには現地調査を実施したかの欄にチェックがあるが、いつ、誰が、どのような現地調査を行ったのか、記録上明らかではない。 補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記「ないし」の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。 <u>補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。（意見）</u></p>	<p>（措置済） 令和2年度から県による現地調査に加え、その内容を書面として記録する措置を講じております。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第4 文化観光国際部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.54	文化振興課	<p>本補助金は、交付申請時の予算計画において、消費税を含む金額で予算組みされている。そうすると、交付された本補助金には、消費税が含まれているのであるから、次の長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱6条4項が適用される。</p> <p>長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱第6条（実績報告等）</p> <p>4 補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。</p> <p>このような条項が定められている理由は、補助金の交付を受けた補助事業者が、補助事業を実施するに当たって課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額を控除したとすると、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担しないことになり、消費税額に相当する補助金が過払いになってしまうからである。したがって、交付する補助金に消費税等が含まれていないことが明らかの場合を除いて、県は、補助事業者に対し、仕入れに係る消費税等相当額の報告を求めなければならない。しかし、かかる報告が適切に行われていなかったため、平成29年度包括外部監査において、県は、次のような指摘を受けている。</p> <p>平成29年度包括外部監査報告書28頁 仮に消費税返還義務のある補助金支給者だった場合、消費税等相当額報告書が提出されないことと補助金の過払につながる恐れがある。また、支給した補助金の消費税部分の還付に係る自治体の対応について、会計検査院により全国の自治体が度々指摘を受けている点からみても、リスクが高い部分と判断できる。 したがって、県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである。</p> <p>この包括外部監査の指摘を受け、県は、各部局に対し、「平成30年度の予算執行について」（平成30年4月2日付30財第1号）及び「平成31年度の予算執行について」（平成31年4月1日付31財第1号）において、次のように指示した。</p> <p>「平成31年度の予算執行について」（平成31年4月1日付31財第1号） 消費税込みで交付申請した補助事業者に対しては、仕入れに係る消費税等相当額の有無・状況を報告させるとともに、その報告においては消費税の確定申告書等の写しを添付させるなどして、適切かつ十分な確認を行うこと。なお、実績報告書を提出する時点において仕入れに係る消費税等相当額が明らかになっていない場合は、その額が確定した時点において報告・確認が必要となるため、翌年度以降にしっかりと引継がなされるよう、適切に管理・対応すること。</p> <p>しかしながら、本補助金においても、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない。 県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済） 令和2年度以降における当該補助金については、仕入れに係る消費税等相当額の報告を行わせることとしております。</p>	
p.55	文化振興課	<p>補助事業者は、当初計画していた事業（第48回長崎県新人演奏会オーディション）が中止となったため、会場使用料等の支払いが不要となった。補助事業者は、このような事業費縮小により支払いが不要になった費用分の補助金を総会運営等の団体運営費にも一部充てているように見える。</p> <p>本補助金は事業費補助金に位置付けられるところ、団体運営費補助金が、団体の運営のために交付される補助金であって、用途が限定されないのに対し、事業費補助金は、個人や団体が行う公益的な事業を支援するために交付する補助金であるため、用途が当該事業費に限定されるはずである。すなわち、本件の補助対象経費として記載されている「人件費」とは、新人演奏会の開催等の「事業のための人件費」と考えるべきであり、事業が中止となった場合に、団体運営費としての人件費に充てることは本来予定されていないといえる。事業費として交付決定を受けた補助金を団体運営費に充てることを許容すれば、補助していた事業が縮小されたにもかかわらず、補助金額が減額されずに維持されることになるため、当該事業について、費用対効果の観点から適正な検証が行えなくなる。</p> <p>したがって、事業費補助金として交付決定を受けた補助金については、団体運営費に充てることがないよう留意し、事業費補助金と運営費補助金の区別を明確化することを検討してもらいたい。（意見）</p>	<p>（措置済） 当該補助金は事業費補助金であることから、今後は、当該補助事業者に対し、運営費に当たる支出を補助対象外経費として明確化する収支決算書を作成するよう指導しております。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第4 文化観光国際部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.56	文化振興課	<p>補助事業者に対する現地調査に関する、長崎県における規定は次のとおりである。</p> <p>長崎県補助金等交付規則 第5条（補助金等の交付の決定） 知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。</p> <p>補助金等交付事務にかかる審査の強化について（通知） （平成14年4月16日付14財第15号） 2 現地調査の実施について ・ 現地調査は、必要に応じ、個々の補助事業及び調査箇所等を選定のうえ、積極的かつ計画的に行い、実態把握に努めること。 また、各部署においては、年間計画等を作成するなど適切かつ実効性のある現地調査となるよう留意すること。 ・ 臨時的な調査の場合は、事前通知から現地調査に至るまで速やかに実施することとし、その趣旨が薄れることのないよう十分注意すること。</p> <p>補助金等交付事務の適正化について（通知） （平成21年6月19日付21財第74号）別紙のチェックリスト ・ 補助金等の不正受給の発生を防止するため、現地調査を実施したか。</p> <p>補助金等の予算執行について（通知） （平成27年7月21日付27財号外） ・ 支出については、書類審査のみならず、必要に応じて現地調査を行い、事業が目的に沿って実施されているかなど十分な実績確認に努めること。</p> <p>このように、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。 本補助事業においても現地調査が実施されているが、調査結果を報告する書面が作成されていない。 補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記 ないし の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的の実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。 補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的に実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置済） 当該補助事業者は、事務局が当課と同フロアにあり、当該職員が事務局員を兼務しているため、日頃から各種事業の執行状況を確認（現地調査）できる環境にあることから、今後は、定期的に行う確認の際に、担当者、調査方法・内容、調査結果等を明記したチェックリストを作成することといたします。</p>	
p.57	文化振興課	<p>本補助金は、年度当初の平成31年4月に交付額12,505,000円の約80%にあたる10,000,000円が概算払いにより交付されている。ここで、補助金等の交付方法に関する長崎県補助金等交付規則16条の定めは次のとおりである。</p> <p>長崎県補助金等交付規則 第16条（補助金等の交付） 第14条の規定により通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより補助金等交付請求書（様式第3号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。 2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。</p> <p>このように、同条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。 本補助金が事業実施ため、一定の概算払いが必要となることは理解できるが、事業計画書によれば、その大半が下半期に開催予定の事業であるため、年度当初に10,000,000円もの概算払いが「特に必要」とは認めがたい。 今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。 また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。 県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。（意見）</p>	<p>（措置済） 令和3年度より概算払いが必要な場合は、補助事業者に概算払いの必要性を明示させ、慎重に検討したうえで概算払いを行うこととしております。</p>	
p.59	世界遺産課	<p>本補助事業は、重要文化財である黒島天主堂の耐震工事（以下「本件工事」という。）にかかる経費を補助するものであり、平成30年度～令和2年度の3か年度の継続事業であるため、当該年度（令和元年度）においては補助金の支出がなく、翌年度に繰越しがなされ、令和2年10月9日に15,441,000円の交付がなされている。 県は、令和元年度の年度末に収支精算書、実績報告書を提出させているが、同時期には補助金、工事代金のいずれの支出もないため、収支精算書の令和元年度精算額は0円となっている。 当該年度に補助金の支出がなく、繰越しをすることから、本補助事業の実施状況報告書、実績報告書には、いずれも、本件工事が全体の何%完成しているのかといった工事出来形（進捗状況）の記載はなされていない。 しかしながら、工事の進捗状況は、当該年度に補助金の支出がない場合であっても、県において把握しておくべきであるため、実施状況報告書、実績報告書には、工事出来形（進捗状況）を記載してもらうことが望ましい。 本件工事のような継続事業で、当該年度に補助金の支出がない場合であっても、実施状況報告書、実績報告書には、工事出来形（進捗状況）を記載してもらうことが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置済） 今回監査の対象となった補助事業は令和2年度にて終了していますが、今後、同種の補助事業において、補助金の支出がない年度における工事出来形（進捗状況）については、現地調査や聞き取り調査等を行いながら適切に把握することといたします。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第4 文化観光国際部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.60	観光振興課	上記(1)・エで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。 しかし、本補助事業において、県は、証拠書類の写しを提出させるとして補助事業の内容、対象経費等を確認していることを理由に、現地調査を行っていない。 補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記(1)の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。 また、県は、前述のとおり、本補助事業において現地調査を実施していないが、補助金チェックリストの現地調査の欄には、事実を反し、現地調査を行った旨のチェックをしている。 今後は、補助金チェックリストには事実を即した記載を行うべきである。 補助金チェックリストには事実を即した記載を行い、現地調査を実施していない場合には、補助金チェックリストの現地調査欄にチェックを入れないようにすべきである。(指摘事項)	(措置済) 今回監査の対象となった補助事業は令和元年度にて終了していますが、他の補助事業については、事業者からの証拠書類の写しや現場写真等の提出によって事業が適切に行われていることが確認され、現地調査は不要と判断した場合はチェックリストの現地調査欄にチェックを入れずに書面にて事業内容を確認した旨記載するよう改めました。	
p.60	観光振興課	上記(1)・エで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。 しかし、本補助事業において、県は、証拠書類の写しを提出させるとして補助事業の内容、対象経費等を確認していることを理由に、現地調査を行っていない。 補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記(1)の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。 また、県は、前述のとおり、本補助事業において現地調査を実施していないが、補助金チェックリストの現地調査の欄には、事実を反し、現地調査を行った旨のチェックをしている。 今後は、補助金チェックリストには事実を即した記載を行うべきである。 補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。(意見)	(措置済) 補助事業に関して書面のみで実績確認を行った場合も、3年に1回程度の頻度で定期的に現地調査を行うよう改めてまいります。 また、補助事業の記録として現地調査を行った場合は、担当者や調査方法・内容、調査結果等を明記した報告書を添付することいたします。	
p.61	国際観光振興室	本補助金は、令和元年6月に交付決定額126,391,000円の約79%にあたる100,000,000円が、同年11月に14,948,000円が概算払いされ、その後、令和2年3月に合計14,955,376円の戻入がなされ交付額確定に至っている。 上記(1)・オのとおり、長崎県補助金等交付規則16条2項は、補助金等の交付が原則として後払いであり、概算払いは「特に必要がある場合」の例外的な扱いであることを定めている。 本補助金について一定の概算払いが必要になることは理解できるが、年度当初に交付確定額を超える概算払いが「特に必要」とまでは認めがたい。 今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。 また、同規則16条2項が1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。 県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。(意見)	(措置済) 令和2年度より概算払いが必要な場合は、補助事業者に概算払いの必要性を明示させ、慎重に検討したうえで概算払いを行っております。	
p.62	物産ブランド推進課	県は、補助事業である物産展全体の売上報告は受けているものの、物産展に出店する事業者名、各出店事業者の売上について、補助事業者より報告を受けていない。 物産展に出店する事業者は、補助事業者が百貨店の意向を確認しながら協議、調整して決定することになっており、補助事業者としては、出店する事業者が固定化されないようにするなど、公益性・公平性にも一定の配慮をしているようであるが、物産展に出店する事業者の選定については、県において把握しておくことが望ましい。また、各出店事業者の売上は、本補助事業の効果を計る指標の一つとして、県において把握しておくことが望ましい。 そこで、県は、事業実績報告の一部として、出店事業者名及び各出店事業者の売上の報告を受けることを検討してもらいたい。(意見)	(措置済) 令和2年度補助事業の実績報告から、各物産展における全体の売上に加え、出展事業者名及び各出展事業者の売上の報告を受けることとしております。	
p.63	国際課	本補助金は、令和元年5月に交付決定額11,735,000円の50%にあたる5,867,500円が、同年11月に5,867,500円が概算払いされている。 本補助金については、人件費等の管理費の支出があるため、一定の概算払いが必要になることは理解できるが、上記(1)・オのとおり、長崎県補助金等交付規則16条2項は、補助金等の交付が原則として後払いであり、概算払いは「特に必要がある場合」の例外的な扱いであることを定めているところ、県担当者からは、上記概算払いを特に必要とする理由について明確な説明がなかった。 また、長崎県補助金等交付規則16条2項が1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際には、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。 県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。(意見)	(措置済) 令和3年度より概算払いが必要な場合は、補助事業者に概算払いの必要性を明示させ、慎重に検討したうえで概算払いを行うこととしております。	



令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第4 文化観光国際部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.64	国際課	<p>補助事業者は、令和元年度の啓発事業費として、次年度（令和2年度）に実施する核廃絶市民講座（以下「市民講座」という。）のチラシ・ポスター作製・印刷費138,050円と送料を支出している。</p> <p>補助事業は、交付決定が行われてはじめて実施できるものであるから、交付決定後に着手するのが原則である。</p> <p>したがって、本補助事業の上記のような支出は、交付決定後の事業着手の原則に反しており、厳に避けるべきである。仮に、次年度事業を早めに広報する必要があるのであれば、県に対し、事前着手の承認申請を行うなどの手続きを経る必要がある。</p> <p>県は、補助事業者に対し、交付決定後の事業着手を徹底するよう求め、例外的に事前着手を要する場合は、事前着手の承認申請を行わせるなど指導すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>補助事業は、交付決定が行われてはじめて実施できるものである原則については、当課としても十分に認識し、理解しているところです。</p> <p>ご指摘のあった補助事業における「核兵器廃絶市民講座」については、その実施に先立ち、事前の広報周知が必要であることから、前年度の補助事業の対象に含めるものとして整理を行ってまいりましたが、提出を受けた事業計画書にその旨が明記されておらず、補助対象として明確ではありませんでした。</p> <p>令和3年度分からは、次年度の広報周知事業にかかる経費として、事業計画書にその旨明記するよう指導しております。</p>	
p.64	国際課	<p>本補助事業では、市民講座を実施した上で報告書を作成・発送することになっており、収支予算書では、市民講座報告書にかかる費用は刊行事業費に計上されている。</p> <p>しかしながら、収支精算書では、市民講座報告書の発送料が啓発事業費から支出されている。このように、市民講座報告書の発送料は、予算と決算で計上する費目が変わっているため、このような費目の変更がなされれば、事業ごとの支出の妥当性や事業効果の検証ができなくなってしまう。</p> <p>収支精算書は、「補助事業等の完了...」においては、報告書等の書類の審査...により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容...に適合するものであるかどうかを調査...する...という長崎県補助金等交付規則14条に基づき、補助事業者に提出させるものであるから、収支予算と決算が比較できるように作成されるべきものである。</p> <p>したがって、県は、補助事業者に対し、収支予算と決算が比較できるように、収支予算書と収支精算書の費目を揃えるよう指導すべきである。</p> <p>県は、長崎県補助金等交付規則14条の趣旨を再確認し、補助事業者に対し、収支予算書と収支精算書の費目を揃えるよう指導すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>補助対象となる経費について、予算と決算で計上する費目は同一でならなければいけないというご指摘には、全く異論はございません。</p> <p>同封での発送においても、チラシ・ポスターのみの発送と比較して料金の追加は発生しておらず、かつ、チラシ・ポスターの分量が圧倒的に多いため、収支精算書において、その発送費は、刊行事業費ではなく、啓発事業費として計上しておりました。</p> <p>令和2年度分実績報告書からは、長崎県補助金等交付規則14条の趣旨を踏まえ、予算と決算で計上する費目を同一にし、収支精算書に適正に計上するよう指導いたしました。</p>	
p.65	国際課	<p>本補助金は、令和元年6月に5,000,000円の一括概算払いがなされ、令和2年2月実施予定の「北東アジア非核化の政策提言セミナー」が新型コロナウイルス感染拡大の防止のために中止になったことで、令和2年4月に116,742円の戻入がなされている。</p> <p>上記（1）・オのとおり、長崎県補助金等交付規則16条2項は、補助金等の交付が原則として後払いであり、概算払いは「特に必要がある場合」の例外的な扱いであることを定めている。</p> <p>本補助金が事業実施のため、一定の概算払いが必要となることは理解できるが、年度当初に5,000,000円を一括概算払いすることが「特に必要」とは認めがたい。</p> <p>今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。</p> <p>また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。</p> <p>県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。（意見）</p>	<p>（措置済）</p> <p>令和3年度より概算払いが必要な場合は、補助事業者に概算払いの必要性を明示させ、慎重に検討したうえで概算払いを行うこととしております。</p>	
p.66	観光振興課 国際観光振興室	<p>本補助金は、交付申請時の予算計画において、会計システム年間保守契約委託料、複合機リース料など消費税を含む金額で予算組みされている。</p> <p>そうすると、交付された本補助金には、消費税が含まれているのであるから、長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱6条4項が適用され、上記（1）・イのとおり仕入れに係る消費税等相当額の報告をさせなければならない。</p> <p>しかしながら、本補助金においても、補助事業者からかかる報告がされていない。</p> <p>県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>令和2年度以降における当該補助金については、仕入れに係る消費税等相当額の報告を行わせることとしております。</p>	
p.66	観光振興課 国際観光振興室	<p>上記（1）・エで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。</p> <p>本補助事業においても現地調査が実施されているが、調査結果を報告する書面が作成されていない。</p> <p>一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金実施要綱7条1項は、「県は、事業の適正な執行を確保するため、原則として現地調査を行う。」としており、本補助事業に関しては、現地調査の実施が原則となっている。また、上記 ないし 目的の重要性からしても、補助事業の記録として、現地調査を実施した担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。</p> <p>補助事業者に対する現地調査については、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置済）</p> <p>今後、当該補助金にかかる現地調査を行った場合は、担当者や調査方法・内容、調査結果等を明記した報告書を添付することといたします。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第4 文化観光国際部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.67	観光振興課 国際観光振興室	(1)・エで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。 本補助事業においても現地調査が実施されてはいるが、調査結果を報告する書面が作成されていない。 補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記 ないし の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的な実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。 補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的な実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。(意見)	(措置済) 令和2年度より、毎年一回の現地調査を実施し、現地調査の記録として担当者、調査方法、内容、調査結果等の記録を作成することとしております。	
p.68	観光振興課 国際観光振興室	本補助金は、令和元年6月に50,000,000円の概算払いが、同年8月に90,000,000円の概算払いが、同年11月に45,830,000円の概算払いがなされ、令和2年3月に41,801,000円、52,221,982円の戻入がそれぞれなされている。 上記(1)・オのとおり、長崎県補助金等交付規則16条2項は、補助金等の交付が原則として後払いであり、概算払いは「特に必要がある場合」の例外的な扱いであることを定めている。 本補助金が事業実施ため、一定の概算払いが必要となることは理解できるが、年度の上半期中に交付決定額の80%を超える140,000,000円の概算払いすることが「特に必要」とは認めがたい。 今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。 また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。 県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。(意見)	(措置済) 令和2年度より概算払いが必要な場合は、補助事業者に概算払いの必要性を明示させ、慎重に検討したうえで概算払いを行っております。	
p.69	スポーツ振興課	本補助金は、交付申請時の予算計画において、会場使用料など消費税を含む金額で予算組みされている。 そうすると、交付された本補助金には、消費税が含まれているのであるから、長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱6条4項が適用され、上記(1)・イのとおり仕入れに係る消費税等相当額の報告をさせなければならない。 しかしながら、本補助金においても、補助事業者からかかる報告がされていない。 県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。(指摘事項)	(措置済) 令和2年度以降における当該補助金については、仕入れに係る消費税等相当額の報告を行わせることとしております。	
p.69	スポーツ振興課	本補助事業において、補助事業者は、収支予算書とは別に、「収支予算に係る事業費内訳」を提出することとされている(長崎県民体育大会開催費補助金等実施要綱6条2項(3))。 かかる規定に従い、補助事業者は、事業費内訳書を提出しているが、この事業費内訳書には、事業名「令和元年度ながさき総スポーツ祭第70回長崎県民体育大会開催事業」、事業費「9,534,000円」、補助対象額「9,534,000円」、補助率「定額」、補助金額「5,233,000円」、補助対象外経費「0円」という記載しかなされていない。 県が収支予算書に加えて事業費内訳書の提出を求める趣旨は、収支予算書の各費目の具体的内容を明らかにすることにあるが、補助事業者が提出している事業費内訳書は、収支予算書よりも簡易な記載しかなされていないため、このような事業費内訳書であれば提出させる意味がない。 したがって、県は、補助事業者に対して、収支予算書の各費目の具体的内容を明らかにする事業費内訳書の提出を求めるべきである。(指摘事項)	(措置済) 令和3年度以降、交付申請の際に事業費内訳書の内容について具体的な内容を記載のうえ提出するよう指導いたします。	
p.69	スポーツ振興課	(1)・エで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。 本補助事業においても現地調査が実施されてはいるが、調査結果を報告する書面が作成されていない。 補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記 ないし の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的な実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。 補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的な実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。(意見)	(措置済) 令和3年4月1日付けで毎年一回現地調査を実施することについて要綱に明記(要綱改正)しております。 引き続き、毎年一回の現地調査を実施するとともに、令和2年度以降については、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、担当者氏名、調査方法・内容、調査結果などを記録した復命書を添付することといたします。	
p.70	スポーツ振興課	本補助金は、令和元年5月に5,233,000円の一括概算払いがなされている。 上記(1)・オのとおり、長崎県補助金等交付規則16条2項は、補助金等の交付が原則として後払いであり、概算払いは「特に必要がある場合」の例外的な扱いであることを定めている。 本補助金が事業実施ため、一定の概算払いが必要となることは理解できるが、県民体育大会の開催は同年11月9日ないし10日であるため、年度の当初に一括概算払いすることが「特に必要」とは認めがたい。 今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。 また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。 県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。(意見)	(措置済) 令和3年度以降については、補助事業者に対し、概算払いの必要性について確認を行い、必要性の検討を行うことといたします。	
p.71	スポーツ振興課	(1)・エで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。 本補助事業においても現地調査が実施されてはいるが、調査結果を報告する書面が作成されていない。 補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記 ないし の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的な実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。 補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的な実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。(意見)	(措置済) 令和3年4月1日付けで毎年一回現地調査を実施することについて要綱に明記(要綱改正)しております。 引き続き、毎年一回の現地調査を実施するとともに、令和2年度以降については、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、担当者氏名、調査方法・内容、調査結果などを記録した復命書を添付することといたします。	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第5 県民生活環境部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.73	交通・地域安全課	<p>本補助金は、長崎県下各警察署の管轄区域ごとに交通安全指導員を配置し、市民に対する交通安全指導を行うことを目的としており、交通安全指導員の人件費や活動費が主な補助対象経費となっている。</p> <p>補助事業者が交付申請書の添付書類として提出している収支予算書では、活動費として、交通安全指導員1人あたり月額5,000円（年額60,000円）、約33名分の総額として1,998,000円が予算計上され（平成31年4月26日に配置予定人数を32名とする計画変更があり、変更後の予算額は1,920,000円）、交通安全指導員が交通指導する際の会場への移動費や教材を作る材料費などの実費に充てることが予定されている。</p> <p>そして、実績報告書添付の収支決算書では、計画変更後の32名分全額が支出されたことになっているが、令和元年度の交通安全指導員の配置実績は29名・31名（月毎に配置実績が異なる。）であり、交通安全指導員の移動費等の実費に充てるといふ活動費の性格からすると、32名分全額支出されていることに疑問が生じる。</p> <p>この点に関し、県担当者は、かかる活動費は、交通安全指導員に対して毎月定額として支給するものではなく、交通安全指導員が各地区で指導活動を行うにあたって各地区で必要となる移動費等の平均額として算出して各地区に配分するものであるから、必ずしも配置人数に比例する費用ではないと説明する。</p> <p>要するに、県担当者の説明からすると、活動費は交通安全指導員の配置人数により変動するものではなく、ほぼ一定額になるということであるが、そうであるならば、補助事業者が提出している収支予算書の計上方法は実体に即していないことになる。</p> <p>また、上記のように収支予算書の活動費は交通安全指導員の配置人数に比例して支出するかのようには計上されていないが、実績報告の収支決算書では配置人数に関わらず全額支出しているとなると、活動費にかかる予算が適正に執行されているのか検証できない。</p> <p>収支予算書は、事業の実施計画やそれに伴う支出の実体に即して作成すべきであり、収支決算書は収支予算書で予定されている予算執行の適正性を検証できるように作成されなければいけない。</p> <p>県は、補助事業者に対し、収支予算書の作成にあたっては、事業の実施計画やそれに伴う支出の実体に即して作成するよう指導すべきであり、収支決算書の作成にあたっては、収支予算書で予定されている予算執行の適正性を検証できるように作成するよう指導すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>活動費の内容については、交通安全教育に使用する教材の材料費や移動に係るガソリン代など各地区交通安全協会の活動に係る経費であるところ、補助事業者における活動費の算定方法は、地区の活動業務量の目安として交通安全指導員の定員数（各2名）を用いていたものですが、令和3年度から、支出の実体に即した地区単位での算定方法に改め、補助事業者に対し、地区単位での算定に基づいた収支予算書及び収支決算書を作成するよう指導を行いました。</p> <p>また、活動費の支出については、各地区交通安全協会から補助事業者への毎月の実績報告書により報告が行われているところですが、今後、実績報告の際に、支出に係る領収書の写しを添付した報告書を提出させることといたします。</p>	
p.74	交通・地域安全課	<p>被服費の必要性が不明確である</p> <p>交通安全指導員には、それぞれ、制服（夏服、合服、冬服、帽子、手袋、警笛、制靴など）が貸与されるようになっており、かかる被服費として、令和元年度は実績として2,224,444円（予算額：2,019,000円）が支出され、過年度も同程度の支出がされているとのことである。</p> <p>令和元年度は29名～31名の交通安全指導員が配置され、交通安全指導員がほぼ毎日、室内外で制服を着用して活動していることからすると、損耗等により一定の被服費が必要となるのは理解できる。</p> <p>しかし、毎年度2,000,000円もの被服費を要するのかが疑問である。損耗や、人員の入れ替わりによる買い替え、規定に基づく貸与期間経過による交換のための買い替えが行われているが、人員の入れ替わりがあつたとしても、制服は貸与制であるから、必ずしも買い替える必要はなく、また、人員の入れ替わりによりサイズを変える必要がある場合があつたとしても、入れ替わりの数は平均して年に2～3人、配置人員総数の1割程度ということであり、また更に、貸与期間満了による買い替えに相当の額がかかるとしても、毎年度分の発注数量を予測し、一括契約することは可能と思われ、多額の費用を要するとは考えがたい。</p> <p>いずれにしても、県担当者は、補助事業者が提出してくる収支予算書を基に予算要求や交付決定等を行っており、被服費の必要性について十分な検証を行っていないため、その必要性が不明確である。</p> <p>本補助金全般として補助金額の妥当性の検証が不十分である</p> <p>上記で指摘したとおり、本補助金については、活動費や被服費の予算計上に疑問が生じるが、県担当者は、これらの科目の予算額について十分な検証を行っていないと言わざるを得ない。</p> <p>本補助金については、過去10年度を比較すると次のように減少していつている。【監査結果報告書75頁参照】</p> <p>このように、本補助金は徐々に削減されているが、これは、県において補助の必要性、補助金額の妥当性を検証した結果によるものではなく、県財政の減縮傾向に伴ったものに過ぎない。</p> <p>長崎県補助金等交付規則5条は、「知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときに、交付決定することにしており、県担当者は、補助事業者が提出する事業計画書や収支予算等を基に、補助対象経費の必要性や金額の妥当性を厳密に審査すべきである。</p> <p>県は、長崎県補助金等交付規則5条に則り、補助対象経費の必要性や金額の妥当性など、交付申請の内容を厳密に審査すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>交通安全指導員については、年度区切りでの新規採用のほか、年度途中の退職に伴う中途採用があり、そのような採用による入れ替わりに伴う制服の購入のほか、貸与期間経過や汚損等による買い替えのため、対応額の被服費が必要であるところ、その必要性を裏付けるものが明確にされていないため、令和3年度から、補助事業者からの交付申請の際に、被服費の支出内容や貸与状況に関する資料の提出を求めて確認することとしており、あわせて支出費用を抑えるため、補助事業者と協議し、発注の集約や被服の一部廃止を行うことといたしました。</p> <p>また、活動費や被服費などの補助対象経費については、前述のとおり、各科目ごとの疎明資料の提出を求めるとともに、現地における聞き取り調査を徹底し、適正な予算執行に努めてまいります。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第5 県民生活環境部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.75	交通・地域安全課	<p>本補助金は、年度当初の4月に当初交付決定額45,212,500円の約66%にあたる30,000,000円が、7月にはさらに10,000,000円が概算払いされ、上半期のうちに88%以上の補助金が概算払いにより交付されている。</p> <p>ここで、補助金等の交付方法に関する長崎県補助金等交付規則16条の定めは次のとおりである。</p> <p>長崎県補助金等交付規則 第16条（補助金等の交付） 第14条の規定により通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより補助金等交付請求書（様式第3号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。</p> <p>このように、同条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。</p> <p>本補助金が毎月発生する交通安全指導員の人件費等に充てられるため、一定の概算払いが必要となることは理解できるが、補助事業者が提出している支出計画からすると、毎月の支出予定額は6,000,000円前後であり、本補助金の対象経費となる2分の1相当額は月額3,000,000円程度、上半期の総額で18,000,000円程度であるから、年度当初に30,000,000円、上半期のうちに40,000,000円もの概算払いが「特に必要」とは認めがたい。</p> <p>今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。</p> <p>また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。</p> <p>県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。（意見）</p>	<p>（措置済）</p> <p>「長崎県補助金等交付規則」及び「交通安全指導員設置費補助金実施要綱」に基づき、概算払いは例外的な扱いであることを前提に、補助事業者に対して、令和3年度から、概算払交付請求の際に、請求書に請求額及びその理由を記載するよう求めました。今後、概算払いの必要性を慎重に審査し適正な事務の執行に努めてまいります。</p>	
p.76	交通・地域安全課	<p>本補助金の補助事業者は、交付申請時に、交通安全指導員に貸与する制服の購入のため、被服費として2,019,000円の支出を予定していたところ、補助事業者が行う契約については、補助金という県費を支出することになるため、競争性確保の観点から、個人又は小規模な団体に対する小規模な補助事業を除き、県の契約方法（市町を通じた間接補助事業など市町の契約方法に準拠することが適当な場合は市町の契約方法）に準じて、公平・公正な契約がなされるよう適切に指導及び確認を行うこととされている（「平成31年度の予算の執行について」平成31年4月1日付31財第1号）。</p> <p>このように県の契約方法に準じるのであれば、当該補助事業者は、一括契約として支出予定総額や購入予定総額を基に仕様書を作成するなどし、競争入札あるいは見積もり合わせ等の手続きを実施すべきこととなるが、当該補助事業者は、購入予定の制服の種類（夏服、冬服、合服、防寒コートなど）ごとに分割して、毎年度10回程度見積もり合わせを実施している。</p> <p>県担当者によると、過去の監査で在籍者用と新入用者が判別できるよう発注するよう指導を受けたこと及び汚損等により交換の申し出があったものはその都度発注していることから、分割して見積もり合わせすることになるとのことである。しかし、そうした事情・経緯があるとしても、毎年度分の発注数量が相当程度の確度で予測できると思われるから、上記のように、支出予定総額や購入予定総額を基に競争入札あるいは見積もり合わせの手続きを実施して毎年度分の発注先及び単価を決め（一括契約の締結）、その契約に基づいて都度発注することも可能と考えられる。</p> <p>県が、一括契約を原則とし、支出予定総額に応じて競争性の高い契約方法を用いるようにしていることからすると、補助事業者に対しても、分割によらず、原則として一括契約にすべきこと、支出予定総額に応じて競争性の高い契約方法を用いることを指導してもらいたい。</p> <p>県は、補助事業者が行う契約につき、一括契約を原則とすべきこと、支出予定総額に応じて競争性の高い契約方法を用いるべきことを指導してもらいたい。（意見）</p>	<p>（措置済）</p> <p>被服費の対象については、制服の他、帽子や靴など複数品目であることを踏まえ、補助事業者に対して、令和3年度から、あらかじめ予測できるものについては、購入予定品目及び総額を取りまとめて発注するとともに、今後の契約において、一括契約が原則であることを認識した上で、品目別でそれぞれの契約方法の検討を行うよう指導を行いました。</p>	
p.77	地域環境課	<p>長崎県補助金等交付規則5条の2は、暴力団や暴力団員、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者等が補助金の申請者である場合、交付の決定を行わないとして、補助金からの暴力団排除措置を規定している。</p> <p>暴力団等と密接な関係を有する補助事業者に県費である補助金を交付すべきでないとする暴排措置は、改めてその意義を論ずるまでもない必要かつ重要な規定であり、補助事業者が暴力団等と密接な関係を有する可能性がまったく考えられない場合以外、そうした可能性が抽象的にも存在する場合は、暴力団排除措置の対象とすべきである。</p> <p>県は、平成29年3月28日付環境部地域環境課長名の文書「暴力団排除措置の対象から除外する補助金等」において、本補助金を含めた2つの補助金を暴力団排除措置の対象から除外しており、補助対象者（補助事業者）が特定の公共的団体及び地方公共団体であり、暴力団の関与するおそれがないことをその理由に挙げている。ここで、除外対象のもう一つの補助金は「生活排水対策重点地域を有する市町」を補助事業者とするものであり、こうした補助事業者に暴力団の関与するおそれがないと評価することはできる。</p> <p>他方で、本補助金の補助事業者である「大村湾をきれいにする会」は、市町だけで構成される団体ではなく、市町（長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町）に加えて大村湾海区漁業協同組合長会によって構成される任意団体である。大村湾海区漁業協同組合長会に暴力団が関与する現実的（具体的）な可能性は低いと考えられるが、市町という地方公共団体と異なり、漁業協同組合や組合長に暴力団が関与する可能性が抽象的にも存在しないと評価することはできない。他県において漁業協同組合や組合長に暴力団やその関係者が関与していた、あるいは、その可能性が強く疑われた事例も報告されている。</p> <p>また、「大村湾をきれいにする会」は、会の規約に基づいて大村市に事務局が置かれ、役員（副会長、代表幹事、監事）を市町が務めており、仮に漁業協同組合や組合長に暴力団やその関係者が関与している場合でも、本補助事業の運営が暴力団やその関係者の影響を受けるおそれは考えにくいと言える。しかしながら、そうであるとしても、上記のとおり、「大村湾をきれいにする会」の構成メンバーである大村湾海区漁業協同組合長会に暴力団が関与する可能性が抽象的にも存在しないとまでは言えない以上、あえて本補助金を暴力団排除措置の対象から除外する理由、必要性はないと言えるべきである。</p> <p>したがって、県が本補助金の補助事業者に暴力団の関与するおそれがないことを理由として暴力団排除措置の対象から除外したことは適切と言える。長崎県補助金等交付規則5条の2の規定に従い、本補助金も暴力団排除措置の対象とすべきである。</p> <p>県は、本補助金の補助事業者である「大村湾をきれいにする会」に暴力団が関与する可能性がまったくないと評価できない以上、長崎県補助金等交付規則5条の2の規定に従い、本補助金も暴力団排除措置の対象とすべきである。（指播事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>「大村湾浮遊ゴミ除去対策事業補助金実施要綱」を改正し、令和3年度から補助事業者である「大村湾をきれいにする会」に対し、補助金交付申請の際に「暴力団排除に係る誓約書」の提出を求めるよう改めました。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第5 県民生活環境部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.79	自然環境課	<p>長崎県環境部関係補助金等交付要綱において、本補助金の補助事業者は長崎県自然公園協議会及び一般財団法人自然公園財団雲仙支部と規定されており、補助事業の主体も、長崎県自然公園協議会（任意団体）及び一般財団法人自然公園財団という団体であるから、補助事業者はこれらの団体である。</p> <p>ところが、本補助金実施要綱別表では「補助金の交付を受けることができるもの」として、長崎県自然公園協議会長及び一般財団法人自然公園財団雲仙支部長と規定されており、これらの者が補助金の交付先とされている。</p> <p>長崎県自然公園協議会長は長崎県自然公園協議会を代表する者ということで交付先にされているようであるが、補助金の交付先はあくまでも補助事業者である長崎県自然公園協議会とすべきであり、協議会の会長を交付先とする理由はない。</p> <p>また、一般財団法人自然公園財団雲仙支部長は、補助事業者である一般財団法人自然公園財団を代表する者に当たらないと考えられるので、この者を補助金の交付先にするのは適切でない。</p> <p><u>本補助金の補助事業者は、団体としての長崎県自然公園協議会及び一般財団法人自然公園財団なのであるから、実施要項別表の「補助金の交付を受けることができるもの」を長崎県自然公園協議会長及び一般財団法人自然公園財団雲仙支部長と規定することは不適切である。</u></p> <p><u>本補助金の交付先は、長崎県自然公園協議会及び一般財団法人自然公園財団という団体であることを明確にしたうえで、補助金の交付等の事務を執行すべきである。（指摘事項）</u></p>	<p>（措置済）</p> <p>実施要綱について、令和3年2月19日に改正を行い、補助金の交付先が各団体であることを明確にいたしました。</p>	
p.79	自然環境課	<p>補助事業者に対する現地調査に関する、長崎県における規定は次のとおりである。</p> <p>長崎県補助金等交付規則 第5条（補助金等の交付の決定） 知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。</p> <p>補助金等交付事務にかかる審査の強化について（通知） （平成14年4月16日付14財第15号） 2 現地調査の実施について ・ 現地調査は、必要に応じ、個々の補助事業及び調査箇所等を選定のうえ、積極的かつ計画的に行い、実態把握に努めること。 また、各部局においては、年間計画等を作成するなど適切かつ実効性のある現地調査となるよう留意すること。 ・ 臨時的な調査の場合は、事前通知から現地調査に至るまで速やかに実施することとし、その趣旨が薄れることのないよう十分注意すること。</p> <p>補助金等交付事務の適正化について（通知） （平成21年6月19日付21財第74号）別紙のチェックリスト ・ 補助金等の不正受給の発生を防止するため、現地調査を実施したか。</p> <p>補助金等の予算執行について（通知） （平成27年7月21日付27財号外） ・ 支出については、書類審査のみならず、必要に応じて現地調査を行い、事業が目的に沿って実施されているかなど十分な実績確認に努めること。</p> <p>このように、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。</p> <p>本補助事業において、補助事業者から提出される実績報告書に基づいた実績確認等は行っているとのことであるが、本補助事業のための現地調査は実施されていない。</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記 ないし の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。</p> <p><u>補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。（意見）</u></p>	<p>（措置済）</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度行うこととし、適切な事務処理の執行に努めてまいります。</p> <p>また実施の際には、補助事業の記録として担当者、調査方法・内容、調査結果等を残すことといたします。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第6 福祉保健部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.83	福祉保健課	<p>本補助金は、長崎県下にある市町民生委員児童委員協議会のうち、長崎市及び佐世保市の協議会を除く19協議会を補助の対象事業者としているが、補助事業の一環として、東北、北陸、関東、中部、近畿の各地方等遠方への視察研修旅行を実施し、交通費や宿泊費を含めた相当額の費用（参加人数の多い協議会では2,000,000～3,000,000円規模）の支出をしている協議会が複数存在する。</p> <p>視察研修旅行の趣旨・目的は、視察先の民生委員等と交流して、各地の民生委員活動の状況等を聴き、意見を交換するなどして知見を広げるとともに民生委員活動推進の動機付けにすることである。このような趣旨・目的からして、遠方への視察研修旅行が必ずしも不適切なわけではないが、公費による補助を受ける以上、近地への視察研修旅行に比較して高額となる費用に応じた必要性の検証が求められる。</p> <p>しかし、本補助事業においては、視察研修旅行先選定の経緯や理由、実施された視察研修の内容、目的達成状況、効果等について県に対する説明や報告がなされておらず、遠方への視察研修旅行の費用に充てられた補助金交付の必要性の検証が不十分であると言わざるを得ない。</p> <p>長崎県補助金交付規則5条は、「知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときに」交付決定することとしているのであるから、県担当者は、補助事業者が提出する事業計画書や収支予算書等を基に、補助対象経費の必要性や金額の妥当性を厳密に審査すべきである。</p> <p>なお、補助事業者は、市町からも県とほぼ同額の補助金の交付を受けており、県の補助金は上記視察研修旅行の費用には充てられてはいないと考え余地もあるが、本補助金が「民生委員活動の推進に要する経費」全般を補助の対象として支出項目に制限を設けておらず、かつ、実績報告は各協議会の全体的な収支の報告であり、県の補助金がどの経費に充てられたのか特定されていないのであるから、県の補助金も上記視察研修旅行の費用に充てられたと考えるべきである。</p> <p><b>県は、長崎県補助金等交付規則5条に則り、補助対象経費の必要性や金額の妥当性など、交付申請の内容を厳密に審査すべきである。（指摘事項）</b></p>	<p>（措置済）</p> <p>令和2年度の補助金については、実績報告書において補助事業の内容を補助金実施要綱等に基づき厳密に審査した結果、交付した補助金に係る対象経費は、民生委員活動の推進のために必要なものであり、金額についても妥当であることを確認いたしました。</p> <p>令和3年度以降も、補助対象経費の必要性や金額の妥当性などについて交付申請の内容を厳密に審査し、適正な補助金の執行に努めてまいります。</p>	
p.84	福祉保健課	<p>本補助金は、交付申請時の予算計画において、事務費、需要費、会場使用料、通信運搬費、旅費・研修費等が消費税を含む金額で予算組みされている。</p> <p>そうすると、交付された本補助金には、消費税が含まれているのであるから、次の長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱6条4項が適用される。</p> <p>長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱第6条（実績報告等）</p> <p>4 補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあつては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。</p> <p>このような条項が定められている理由は、補助金の交付を受けた補助事業者が、補助事業を実施するに当たって課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額を控除したとすると、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担しないことになり、消費税額に相当する補助金が過払いになってしまうからである。したがって、交付する補助金に消費税等が含まれていないことが明らかな場合を除いて、県は、補助事業者に対し、仕入れに係る消費税等相当額の報告を求めなければならない。</p> <p>しかし、かかる報告が適切に行われていなかったため、平成29年度包括外部監査において、県は、次のような指摘を受けている。</p> <p>平成29年度包括外部監査報告書28頁</p> <p>仮に消費税返還義務のある補助金支給者だった場合、消費税等相当額報告書が提出されないと補助金の過払につながる恐れがある。また、支給した補助金の消費税部分の還付に係る自治体の対応について、会計検査院により全国の自治体が度々指摘を受けている点からみても、リスクが高い部分と判断できる。</p> <p>したがって、県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させるとし、その報告内容について十分に確認をすべきである。</p> <p>この包括外部監査の指摘を受け、県は、各部署に対し、「平成30年度の予算執行について」（平成30年4月2日付30財第1号）及び「平成31年度の予算執行について」（平成31年4月1日付31財第1号）において、次のように指示した。</p> <p>「平成31年度の予算執行について」（平成31年4月1日付31財第1号）</p> <p>消費税込みで交付申請した補助事業者に対しては、仕入れに係る消費税等相当額の有無・状況を報告させるとともに、その報告においては消費税の確定申告書等の写しを添付させるなどして、適切かつ十分な確認を行うこと。なお、実績報告書を提出する時点において仕入れに係る消費税等相当額が明らかになっていない場合は、その額が確定した時点において報告・確認が必要となるため、翌年度以降にしっかりと引継がなされるよう、適切に管理・対応すること。</p> <p>しかしながら、本補助金においても、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない。</p> <p><b>県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。（指摘事項）</b></p>	<p>（措置済）</p> <p>令和2年度の補助金分、仕入れにかかる消費税等相当額の報告が徹底されるように改善いたしました。今後も報告を求めることを徹底してまいります。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第6 福祉保健部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.86	福祉保健課	<p>本補助金は、令和元年6月に当初交付決定額の全額にあたる23,204,000円が概算払いにより交付されている。ここで、補助金等の交付方法に関する長崎県補助金等交付規則16条の定めは次のとおりである。</p> <p>長崎県補助金等交付規則 第16条（補助金等の交付） 第14条の規定により通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより補助金等交付請求書（様式第3号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。 2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。</p> <p>このように、同条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。 本補助金の約80%以上に当たる19,638,000円が補助事業者の職員の給与に充てられるため、一定の概算払いが必要となることは理解できるが、補助事業者が提出している申請資料等を見ても、年度が始まって2か月余りしか経過していない令和元年6月に、交付決定額全額の概算払いが「特に必要」とは認めがたい。 今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。 また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。 <u>県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。（意見）</u></p>	<p>（措置済） 令和3年度補助金から、概算払いの必要性を把握することができる資料を補助事業者に提出させることとし、提出していただいた資料、事業実施状況等を踏まえ、概算払いの必要性について慎重に検討していくことといたします。</p>	
p.87	医療人材対策室	<p>補助事業者に対する現地調査に関する、長崎県における規定は次のとおりである。</p> <p>長崎県補助金等交付規則 第5条（補助金等の交付の決定） 知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。</p> <p>補助金等交付事務にかかる審査の強化について（通知） （平成14年4月16日付14財第15号） 2 現地調査の実施について ・ 現地調査は、必要に応じ、個々の補助事業及び調査箇所等を選定のうえ、積極的かつ計画的に行い、実態把握に努めること。 また、各部局においては、年間計画等を作成するなど適切かつ実効性のある現地調査となるよう留意すること。 ・ 臨時的な調査の場合は、事前通知から現地調査に至るまで速やかに実施することとし、その趣旨が薄れることのないよう十分注意すること。</p> <p>補助金等交付事務の適正化について（通知） （平成21年6月19日付21財第74号）別紙のチェックリスト ・ 補助金等の不正受給の発生を防止するため、現地調査を実施したか。</p> <p>補助金等の予算執行について（通知） （平成27年7月21日付27財号外） ・ 支出については、書類審査のみならず、必要に応じて現地調査を行い、事業が目的に沿って実施されているかなど十分な実績確認に努めること。</p> <p>このように、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。 県の所管課や関係各部署は、離島の医師確保という行政目的達成のために補助事業者と密に連絡をとり、帳票や書類を確認するなどして医師の稼働状況等の把握に努め、本補助事業に関しても要綱に沿った確認を行っていたとのことであるが、本補助事業の現地調査としての調査は実施されておらず、したがって、現地調査結果報告書も作成されていない。 補助事業者に対する現地調査を他の目的で行う監査や調査と兼ねて実施すること自体は合理的であるが、そうした他の目的での監査や調査には、上記 交付申請の内容及び交付の必要性の審査、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認と いった目的は必ずしも含まれていないため、本補助事業の現地調査の役割を十分に果たすわけではない。 補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記 ないし の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。 <u>補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。（意見）</u></p>	<p>（措置済） ご意見の内容を踏まえ、少なくとも3年に1度、定期的に補助事業者に対する現地調査を実施いたします。ただし、今般の新型コロナウイルス感染症や災害等の発生により検査実施予定年度に現地調査の実施が困難な場合は、書面調査やテレビ会議システムを活用した調査等を実施した上で、次年度以降に現地調査を行うことといたします。また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを記録いたします。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第6 福祉保健部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.89	医療政策課	<p>本補助金（平成30年度）は、平成30年8月に交付決定額の全額にあたる10,473,000円が概算払いにより交付されている（本補助金は令和元年度には実施されていない）。</p> <p>しかし、上記（2）・イで述べたとおり、長崎県補助金等交付規則16条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。</p> <p>本補助金が、補助事業者の職員の人件費に充てられるため、一定の概算払いが必要となることは理解できるが、補助事業者が提出している申請書類等を見ても、上半期の8月に補助金全額の概算払いが「特に必要」とは認めがたい。</p> <p>今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。</p> <p>また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。</p> <p>県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。（意見）</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該補助金については事業終了しておりますが、今後、同様の補助金がある場合は、長崎県補助金等交付規則の規定に沿った取り扱いを行い、概算払いの必要性について慎重に検討してまいります。</p>	
p.90	医療政策課	<p>上記（3）・イで述べたように、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。</p> <p>本補助事業においても現地調査が実施されたとのことであるが、調査の日時、場所、調査実施者、調査方法、内容、結果等を記載した報告書は作成されておらず、調査実施者以外の者が後日調査の状況や補助金執行の状況を確認しようとしても十分行えないおそれがある。</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記のないし、目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置済）</p> <p>現地調査については、少なくとも3年に1回は定期的実施し、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容・調査結果の報告作成・保存などについて、各補助事業担当者で共有し、適正な事務処理に努めてまいります。</p>	
p.91	長寿社会課	<p>本補助金は、交付申請時の予算計画において、旅費、需用費、工事請負費、備品購入費、役務費、委託料、補助金、使用料・賃借料等が消費税を含む金額で予算組みされている。</p> <p>そうすると、上記（1）・ウで述べたとおり、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱6条4項に基づいて、県は、補助事業者に対し、仕入れに係る消費税等相当額の報告を求めなければならない。</p> <p>しかしながら、本補助金において、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない。</p> <p>県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>令和元年度分から消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を提出するよう改善いたしました。</p>	
p.91	長寿社会課	<p>本補助金は、令和元年6月に当初交付決定額円の約50%にあたる30,428,000円が、同年11月に残る30,427,000円がそれぞれ概算払いにより交付されている。</p> <p>しかし、上記（2）・イで述べたとおり、長崎県補助金等交付規則16条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。</p> <p>本補助金のうちの多くが令和元年5月に行われる「長崎県ねんりんピック」と同年11月に行われる「全国ねんりんピック」その他の事業費に充てられるため、同年6月及び11月に一定の概算払いが必要となることは理解でき、補助事業者からは同年5月下旬に30,428,000円を、同年10月下旬に30,427,000円をそれぞれ支出する予定であるとの支出計画が提出されている。</p> <p>しかし、毎月支出される職員人件費も補助対象事業費予算として24,753,000円計上されており、同年11月の時点で補助金全額を支払う概算払いが「特に必要」とは必ずしも認められない。</p> <p>今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。</p> <p>また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。</p> <p>県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。（意見）</p>	<p>（措置済）</p> <p>今後、補助事業者が、概算払いによる請求を行う場合には、概算払いを求める理由も付した上で請求するように指導し、県においても概算払いの請求があった場合においては、概算払いの必要性を十分に検討いたします。</p>	
p.93	長寿社会課	<p>本補助金は、交付申請時の予算計画において、事務費として、旅費交通費、器具什器費、修繕費、消耗品費、水道光熱費、賃借料等が消費税を含む金額で予算組みされている。</p> <p>そうすると、上記（1）・ウで述べたとおり、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱6条4項に基づいて、県は、補助事業者に対し、仕入れに係る消費税等相当額の報告を求めなければならない。</p> <p>しかしながら、本補助金において、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない。</p> <p>県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>補助事業者に対して、令和元年度分から消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を提出するよう徹底いたしました。</p>	
p.93	長寿社会課	<p>本補助金は、交付申請時の予算計画において、貸付事務費のうちの旅費、消耗品費、光熱水費、役務費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料・賃借料等が消費税を含む金額で予算組みされている。</p> <p>そうすると、上記（1）・ウで述べたとおり、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱6条4項に基づいて、県は、補助事業者に対し、仕入れに係る消費税等相当額の報告を求めなければならない。</p> <p>しかしながら、本補助金において、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない。</p> <p>県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>補助事業者に対して、令和元年度分から消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を提出するよう徹底いたしました。</p>	



令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第6 福祉保健部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.94	長寿社会課	<p>上記(3)・イで述べたように、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。</p> <p>本補助事業においては、法人指導監査が実施され、その結果が監査メモとして記録されているが、本補助事業の現地調査としては実施されておらず、その結果報告書も作成されていない。</p> <p>補助事業者に対する現地調査を法人指導監査と兼ねて実施することは合理的ではあるが、法人指導監査には、上記 交付申請の内容及び交付の必要性の審査、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的は必ずしも含まれていないため、法人指導監査が本補助事業の現地調査の役割を十分に果たすわけではない。</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記 ないし の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>少なくとも3年に1度、現地調査を実施し、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかについて調査するとともに、調査した担当者、調査方法・内容、調査結果等の結果を記録するよう徹底いたします。</p>	
p.95	障害福祉課	<p>本補助金は、令和元年7月に当初交付決定額の全額にあたる8,038,000円が概算払いにより交付されている。</p> <p>しかし、上記(2)・イで述べたとおり、長崎県補助金等交付規則16条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。</p> <p>本補助金が、事前に支出することが必要なスポーツ大会参加経費や開催経費に充てられるため、一定の概算払いが必要となることは理解できるが、補助事業者が提出している請求内訳書を見ると、7月までに開催された各スポーツ大会等分の補助金合計金額(当初交付決定額ベース)は3,684,737円であり、7月に全額の概算払いをすることが「特に必要」とは認めがたい。</p> <p>今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。</p> <p>また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。</p> <p>県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>今後、補助事業者が、概算払いによる請求を行う場合には、概算払いを求める理由も付した上で請求するように指導し、県においても概算払いの請求があった場合においては、概算払いの必要性を十分に検討いたします。</p>	
p.96	障害福祉課	<p>本補助金は、令和2年1月に当初交付決定額の全額にあたる12,658,016円が概算払いにより交付されている。</p> <p>しかし、上記(2)・イで述べたとおり、長崎県補助金等交付規則16条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。</p> <p>本補助金の大部分が医師の人工費(報酬、給料、手当、共済費、報償費)に充てられるため、一定の概算払いが必要となることは理解できるが、補助対象事業期間を2か月残した令和2年1月の時点で交付決定額の全額を概算払いすることが「特に必要」とする理由は認めがたい。</p> <p>今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。</p> <p>また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。</p> <p>県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>人件費が主であることから、「要綱」に基づき概算払いとしておりましたが、令和3年度以降については、概算による請求があった場合、補助事業者に概算払いを求める理由を確認し、県において概算払いの必要性を慎重に検討することといたしました。</p>	
p.96	障害福祉課	<p>上記(3)・イで述べたように、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。</p> <p>本補助事業においては、補助事業者から提出された報告書並びに現地の上五島保健所から提出された外来診療の状況(毎月の受診者数)及び精神保健相談の実施状況に関する報告書等を基に、事業の実施状況を確認しているということであるが、その確認の記録は作成されておらず、また、本補助事業のための現地調査は実施されていない。</p> <p>県の職員である上五島保健所の職員が本補助事業である外来診療と精神保健相談の実施状況や精神科医師の派遣状況を現地で確認しているため、所管課が現地調査を行わないことには合理性があると言える。しかし、その場合、所管課は、上五島保健所からの報告書等に基づいて、補助事業がその目的に沿って実施されているか等について検証し、その検証結果を上五島保健所からの報告書等とともに本補助事業の記録として編纂しておくことが望ましい。</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記 ないし の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。県の出先機関等による調査確認がなされ、所管課による現地調査の必要ではないと言える場合でも、出先機関等による調査確認の方法・内容、結果とともに、それに基づき所管課が行った検証結果を補助事業の記録として残しておくことが望ましい。</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。県の出先機関等による調査確認がなされ、所管課による現地調査の必要ではないと言える場合でも、出先機関等による調査確認の方法・内容、結果とともに、それに基づき所管課が行った検証結果を補助事業の記録として残しておくことが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>令和2年度の実績報告に関しては、補助事業者から提出される報告書、並びに現地上五島保健所から提出される外来診療の状況(毎月の受診者数)及び精神保健相談の実施状況に関する報告書等を基に、調査確認方法、内容等とともに、検証結果を補助事業の記録として残すことといたします。このため、従来どおり当該による現地調査(少なくとも3年に1度)は行なわないこととしたいと考えております。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論

第6 福祉保健部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.98	障害福祉課	<p>本補助金は、平成31年4月に当初交付決定額の全額にあたる5,958,000円が概算払いにより交付されている。</p> <p>しかし、上記(2)・イで述べたとおり、長崎県補助金等交付規則16条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。</p> <p>本補助金が補助事業者の職員の人件費等に充てられるため、一定の概算払いが必要となることは理解できるが、補助事業者が提出している予算書からは各経費の支出予定時期が必ずしも明らかではなく、少なくとも経費の全額が期初の4月に支出されることは考えにくく、4月の時点で交付決定額全額を概算払うことが「特に必要」とは認めがたい。</p> <p>今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。</p> <p>また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。</p> <p>県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>今後、補助事業者が、概算払いによる請求を行う場合には、概算払いを求める理由も付した上で請求するように指導し、県においても概算払いの請求があった場合においては、概算払いの必要性を十分に検討いたします。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第7 福祉保健部こども政策局

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.99	こども未来課	<p>本補助金は、年度当初の5月に当初交付決定額15,621,000円全額が概算払いにより交付されている。ここで、補助金等の交付方法に関する長崎県補助金等交付規則16条の定めは次のとおりである。</p> <p>長崎県補助金等交付規則 第16条（補助金等の交付） 第14条の規定により通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより補助金等交付請求書（様式第3号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。 2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。</p> <p>このように、同条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。 本補助金を概算払いした理由について、県の回答によれば、補助事業者の財政基盤が脆弱であり、本補助金には人件費のほか、年度当初から事業実施（準備を含む。）のために必要な経費が含まれているため、以前から「特に必要があるとき」と認定し、概算払いをしてきたとのことであった。 しかし、交付申請時に提出されている事業計画書を確認すると、様々な事業の実施時期が記載されているものの、その内容から必ずしも全額を年度当初に概算払いする必要性が認められるとまでは言えない。補助金交付が原則としては精算払い、後払いであり、概算払いが例外的な扱いであることに鑑みれば、例えば、4期に分けて補助金を交付するなど、年度当初の全額概算払い以外の方法を検討すべきである。 今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。 また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。 県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。（意見）</p>	<p>（措置済） 令和3年4月1日から、4期に分けて概算払いで補助金を交付するように改めました。 また、補助事業者である長崎県青少年育成県民会議から、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示す文書を提出させることといたしました。 今後も適正な事務の執行に務めてまいります。</p>	
p.101	こども未来課	<p>長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条は、補助事業者に対し、次のとおり、事業計画書や事業実績報告書等の提出を求めている。</p> <p>第4条（補助金等の交付の申請） 補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号。ただし、契約の申込みにあつては、これに準ずる書類）に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。ただし、添付書類については、知事がその必要がないと認めるときは、省略することができる。 （1） 補助事業等の事業計画書 （2） 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代る書類 （3） 補助事業等が工事の施行に係るものであるときは、その実施設計書 （4） その他知事が必要と認める書類</p> <p>第5条（補助金等の交付の決定） 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。</p> <p>第13条1項（実績報告） 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は第11条第2項第2号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、別に定めるところにより、補助事業等実績報告書（様式第2号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。</p> <p>第14条（補助金等の額の確定） 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。</p> <p>このように、補助事業者が県に提出すべき事業計画書等は、補助金交付の必要性・相性を審査するためのものであり、また、事業実績報告書等は、実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合することを調査するためのものである。 本補助金についても事業計画書や事業報告書等が提出されているが、概括的な記載内容が多い。例えば、事業計画書では「県私立遊設置者・園長・主任研修会及び教師研修会及び免許状更新講習開催」という事業が記載されており、講師等の謝礼に1,000,000円が計上されているが、研修会が行われる具体的な回数は不明である。事業報告書においても同様であるため、概要と支出した総額しか分からず、具体的にどのような調査研究や研修会、講習会を計画し、実施したのか、各研修会等の参加（予定）人数は何人か、各研修会等で補助金支出をどのように計画し執行したのか、補助事業によりどのような効果があるのかなど、補助事業の具体的な計画や実施状況、予算の執行状況等が確認できない。 また、補助事業者の運営全体に関する収支予算書・決算書が提出されているのみで、補助対象事業に関する具体的な収支予算書・決算書が提出されていないため、補助対象事業に関する予算計画及び決算状況が確認できない。 本補助金は、あくまで事業費補助金であり、長崎県私立幼稚園連合会の運営費補助金ではないのであるから、県は、補助事業者に対し、事業計画書及び事業報告書等を提出させるにあたって、具体的に補助事業を特定させ、その特定事業の具体的な計画及び実施状況、並びに、補助金の支出計画及び執行状況が把握できる程度に記載するよう指導すべきである。 県は、補助事業者に対し、事業計画書及び事業報告書等を提出させるにあたり、具体的に補助事業を特定させ、その特定事業の具体的な計画及び実施状況、並びに、補助金の支出計画及び執行状況が把握できる程度に記載するよう指導すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（一部、措置済） 実績報告につきましては、令和2年度から提出書類を改め、補助事業の特定及び執行状況等をより具体的に確認できるようにしております。</p>	<p>事業計画書の提出書類につきましては、ご指摘の内容を踏まえ、様式の改正を検討し、令和3年度から見直すよう進めてまいります。</p>

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第7 福祉保健部こども政策局

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.103	こども未来課	<p>本補助金は、交付申請時の予算計画において、消費税を含む金額で予算組みされている。そうすると、交付された本補助金には、消費税が含まれているのであるから、次の長崎県福祉保健部こども政策局関係補助金等交付要綱6条4項が適用される。</p> <p>長崎県福祉保健部こども政策局関係補助金等交付要綱6条4項第6条（実績報告等）</p> <p>4 補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。</p> <p>このような条項が定められている理由は、補助金の交付を受けた補助事業者が、補助事業を実施するに当たって課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額を控除したとすると、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担しないことになり、消費税額に相当する補助金が過払いになってしまうからである。したがって、交付する補助金に消費税等が含まれていないことが明らかな場合を除いて、県は、補助事業者に対し、仕入れに係る消費税等相当額の報告を求めなければならない。</p> <p>しかし、かかる報告が適切に行われていなかったため、平成29年度包括外部監査において、県は、次のような指摘を受けている。</p> <p>平成29年度包括外部監査報告書28頁 仮に消費税返還義務のある補助金支給者だった場合、消費税等相当額報告書が提出されないと補助金の過払につながる恐れがある。また、支給した補助金の消費税部分の還付に係る自治体の対応について、会計検査院により全国の自治体が度々指摘を受けている点からみても、リスクが高い部分と判断できる。</p> <p>したがって、県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである。</p> <p>この包括外部監査の指摘を受け、県は、各部局に対し、「平成30年度の予算執行について」（平成30年4月2日付30財第1号）及び「平成31年度の予算執行について」（平成31年4月1日付31財第1号）において、次のように指示した。</p> <p>「平成31年度の予算執行について」（平成31年4月1日付31財第1号） 消費税込みで交付申請した補助事業者に対しては、仕入れに係る消費税等相当額の有無・状況を報告させるとともに、その報告においては消費税の確定申告書の写しを添付させるなどして、適切かつ十分な確認を行うこと。なお、実績報告書を提出する時点において仕入れに係る消費税等相当額が明らかになっていない場合は、その額が確定した時点において報告・確認が必要となるため、翌年度以降にしっかりと引継がなされるよう、適切に管理・対応すること。</p> <p>しかしながら、本補助金においても、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない。 県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済） 令和2年度分実績報告から、仕入れに係る消費税相当額報告書を徴するようにしております。今後は補助事業の適正な執行に努めてまいります。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第8 産業労働部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.106	企業振興課	<p>例えば、A社においては、補助金交付申請に先立ち、県との間で平成28年1月20日に立地協定を締結している。立地協定書第3条には、以下のように規定されている（条文中の括弧書きは監査人による）。</p> <p>（便宜の供与） 第3条 乙（県）及び丙（長崎市）は、甲（補助事業者）の業務が円滑にできるように協力する。</p> <p>なお、立地協定書に暴排条項はない。 A社の補助金交付申請は令和2年3月3日で、同日、暴力団排除に係る誓約書が提出されている。 本補助事業においては、立地協定締結以降は、補助金交付申請手続き以前においても、補助対象候補者に利益（役務）を供与することがあり得るのであるから、立地協定締結の時点において、暴力団排除に係る誓約書を徴するなど、暴力団排除に向けた適切な措置を取っておくべきである。 県は、補助金交付申請手続き以前であっても、補助対象候補者に利益（役務）を供与することがあり得る場合には、利益供与の可能性が生じた時点において、暴力団排除に係る誓約書を徴するなど、暴力団排除に向けた適切な措置を取っておくべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済） 県と補助対象候補者となる企業間の立地協定締結が補助要件の一つですが、立地協定書の内容は、県と企業が協議のうえ、条項を加除することが可能であるため、本指摘を受け、令和3年6月以降に締結する立地協定書に暴力団排除に係る条文を追加しました。 これにより、今後、立地協定締結時において、暴力団排除に向けた適切な措置を取ってまいります。</p>	
p.107	雇用労働政策課	<p>補助事業者の令和元年度の全体的収支は、経常収益470,394,654円、経常費用467,921,629円である。 本補助事業の補助対象となるのは、補助事業者の事業のうち、「就業機会確保事業」であるが、事業計画書からは同事業の具体的な内容が明確に読み取れない。一方、同事業の経費内訳は人件費を含む諸謝金が約10,000,000円、法定福利費が約1,600,000円などであり、事業費の約70％は人件費である。事業費補助の形式をとっているが、その大部分は運営費補助の性質を持っていると考えられる。また、補助事業者の経常収益470,394,654円のうち県補助金は8,045,000円であり、県補助金の占める割合は約1.7％に過ぎない。 長崎県補助金等交付規則5条1項は、「知事は、補助金等の交付の申請があったときは、…当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたととき」とし、補助金交付には必要性が認められることを要件としているところ、運営費補助については、補助事業者の自立を促進するため削減を目指すべきと考えられていること、補助事業者の全体の収益における県補助金の割合は約1.7％に過ぎないことから、就業機会確保事業につき、補助金交付の必要性は明らかではない。 したがって、今後、県には、本補助金について交付の必要性や金額の妥当性など、交付申請の内容を厳密に検討してもらいたい。 県は、長崎県補助金等交付規則5条1項に則り、補助対象経費の必要性や金額の妥当性など、交付申請の内容を厳密に検討してもらいたい。（意見）</p>	<p>（措置済） 本事業は、高齢法第36条に基づき、高齢者の職業生活の充実、福祉の増進のために、補助事業者が実施する高齢者の就業機会確保事業に対する補助を行うものです。 若年者に比べて体力的に劣る高齢者が安全かつ適正な就業機会を確保できるよう法律に基づいて補助を実施するものであり、必要な事業であると考えております。 今回の包括外部監査における「事業計画書からは同事業の具体的な内容が明確に読み取れない」とのご意見につきましては、令和3年4月1日に補助事業者に対して事業計画書の内容をより明確にするよう指導しました。 今後、より明確となった事業計画書等により金額の妥当性など審査してまいります。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第9 水産部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.111	漁業振興課	<p>本補助金は、交付申請時の予算計画において、種苗購入費、標識購入費、運搬費、備船料が消費税を含む金額で予算組みされている。そうすると、交付された本補助金には、消費税が含まれているのであるから、次の長崎県水産部関係補助金等交付要綱6条4項が適用される。</p> <p>長崎県水産部関係補助金等交付要綱 第6条（実績報告等） 4 補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。</p> <p>このような条項が定められている理由は、補助金の交付を受けた補助事業者が、補助事業を実施するに当たって課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額を控除したとすると、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担しないことになり、消費税額に相当する補助金が過払いになってしまうからである。したがって、交付する補助金に消費税等が含まれていないことが明らかな場合を除いて、県は、補助事業者に対し、仕入れに係る消費税等相当額の報告を求めなければならない。</p> <p>しかし、かかる報告が適切に行われていなかったため、平成29年度包括外部監査において、県は、次のような指摘を受けている。</p> <p>平成29年度包括外部監査報告書28頁 仮に消費税返還義務のある補助金支給者だった場合、消費税等相当額報告書が提出されないと補助金の過払につながる恐れがある。また、支給した補助金の消費税部分の還付に係る自治体の対応について、会計検査院により全国の自治体が度々指摘を受けている点からみても、リスクが高い部分と判断できる。</p> <p>したがって、県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである。</p> <p>この包括外部監査の指摘を受け、県は、各部署に対し、「平成30年度の予算執行について」（平成30年4月2日付30財第1号）及び「平成31年度の予算執行について」（平成31年4月1日付31財第1号）において、次のように指示した。</p> <p>「平成31年度の予算執行について」（平成31年4月1日付31財第1号） 消費税込みで交付申請した補助事業者に対しては、仕入れに係る消費税等相当額の有無・状況を報告させるとともに、その報告においては消費税の確定申告書等の写しを添付させるなどして、適切かつ十分な確認を行うこと。なお、実績報告書を提出する時点において仕入れに係る消費税等相当額が明らかになっていない場合は、その額が確定した時点において報告・確認が必要となるため、翌年度以降にしっかりと引継がなされるよう、適切に管理・対応すること。</p> <p>しかしながら、本補助金においては、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない。 県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済） 補助事業者から、5月末に令和2年度分の消費税等相当額の報告を受けております。今後は補助事業の適正な執行に努めてまいります。（補助事業者は免税事業者であり、仕入税額控除はありません。）</p>	
p.112	漁業振興課	<p>本補助金の補助事業者は、交付申請時に、クルマエビ種苗購入費として12,528,000円の支出を予定していたところ、補助事業者が行う契約については、補助金という県費を支出することになるため、競争性確保の観点から、個人又は小規模な団体に対する小規模な補助事業を除き、県の契約方法（市町を通じた間接補助事業など市町の契約方法に準拠することが適当な場合は市町の契約方法）に準じて、公平・公正な契約がなされるよう適切に指導及び確認を行うこととされている（「平成31年度の予算の執行について」平成31年4月1日付31財第1号）。</p> <p>このように県の契約方法に準じるのであれば、当該補助事業者は、競争入札あるいは見積もり合わせ等の手続きを実施すべきことになる。</p> <p>本補助事業において、補助事業者は、見積もり合わせを実施しているものの、見積もりを提出した種苗業者は2社に限られ、以下のような状況から、十分な競争が行われているか疑問が残る。</p> <p>すなわち、本補助事業は平成30年度から始まり、令和元年度は2年目であったが、2年とも見積もりを提出した種苗業者は同じ2社であり、かつ落札したのも同じ種苗業者であった。また、2社の見積もり金額の比率（落札した業者の見積もり額/もう1社の見積もり額）も2年ともほぼ同じであった。</p> <p>県担当者の話では、補助事業者が見積もり合わせを実施するに当たり、県が九州地区の種苗業者10社に対して本補助事業で必要となる種苗の数量、サイズ、及び納入時期を示して供給可能か照会したところ、可能と回答した種苗業者は2社だけであり、補助事業者は当該2社に見積もりを依頼してきたことである。こうした経緯及び状況からすると、見積り優先を多様化することによって競争性を確保することは難しいと考えられる。</p> <p>しかし、種苗の購入金額が12,528,000円と大きく、本補助事業が、実施予定期間である令和4年度以降も継続される見込みがあるということであれば、種苗購入費の削減に向けた工夫を行うよう補助事業者を指導してもらいたい。方法としては、例えば2年続けて落札できなかった種苗業者に対し、その結果をどのように捉えているのかヒアリングを行い、効果的な見積もり合わせのために生かせることがあれば生かす、また、2社の価格競争力に差があり見積り合わせに競争性確保の効果が期待できない場合は、価格競争力をある種苗業者に対して、随意契約を結び代わりにコストダウンのための提案を求めるなどが考えられる。</p> <p>このように、どうすれば種苗購入価格が削減できるか種苗業者と「対話」をしながら工夫するよう補助事業者を指導してもらいたい。</p> <p>県が、一括契約を原則とし、支出予定総額に応じて競争性の高い契約方法を用いるようにしていることからすると、補助事業者に対しても、支出予定総額に応じて競争性が確保できる契約方法を用い、それが難しい場合はそれに代わる方法を工夫するよう指導してもらいたい。</p> <p>県は、補助事業者が行う契約につき、支出予定総額に応じて競争性が確保できる契約方法を用い、それが難しい場合はそれに代わる方法を工夫するよう指導してもらいたい。（意見）</p>	<p>（一部、措置済） 補助事業者に対して、落札できなかった種苗業者も含めた九州地区の種苗業者を対象にどのような条件であれば入札参加が可能かアンケートを実施するよう指導しました。 そのうえで、県はアンケート結果を踏まえ、補助事業者と契約方法などの検討を行う考えとしております。</p>	<p>引き続き契約方法の見直しの検討を進めてまいります。</p>

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第9 水産部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.113	漁業振興課	<p>本補助金は、令和元年7月に当初交付決定額15,576,000円全額が概算払いにより交付されている。ここで、補助金等の交付方法に関する長崎県補助金等交付規則16条の定めは次のとおりである。</p> <p>長崎県補助金等交付規則 第16条（補助金等の交付） 第14条の規定により通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより補助金等交付請求書（様式第3号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。 2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。</p> <p>このように、同条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。 本補助金の大部分が種苗購入費及び種苗放流費用に充てられ、種苗の放流がクルマエビは令和元年6月、トラフグが同年7月に行われたことから一定の概算払いが必要となることは理解できるが、補助事業者が提出した資料によると、クルマエビの種苗購入費の支払いは同年9月であり、トラフグの種苗購入費の支払いは令和2年3月であったのだから、令和元年7月に当初交付決定額全額の概算払いが「特に必要」とは認めがたい。 今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。 また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。 県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。（意見）</p>	<p>（措置済） 概算払いによる交付については、支払い時期も含めた概算払いの必要性を示す書類を提出するよう補助事業者に指導したうえで、適切に審査を行ってまいります。</p>	
p.114	漁業振興課	<p>補助事業者に対する現地調査に関する、長崎県における規定は次のとおりである。</p> <p>長崎県補助金等交付規則 第5条（補助金等の交付の決定） 知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。</p> <p>補助金等交付事務にかかる審査の強化について（通知） （平成14年4月16日付14財第15号） 2 現地調査の実施について ・現地調査は、必要に応じ、個々の補助事業及び調査箇所等を選定のうえ、積極的かつ計画的に行い、実態把握に努めること。 また、各部局においては、年間計画等を作成するなど適切かつ実効性のある現地調査となるよう留意すること。 ・臨時的な調査の場合は、事前通知から現地調査に至るまで速やかに実施することとし、その趣旨が薄れることのないよう十分注意すること。</p> <p>補助金等交付事務の適正化について（通知） （平成21年6月19日付21財第74号）別紙のチェックリスト ・補助金等の不正受給の発生を防止するため、現地調査を実施したか。</p> <p>補助金等の予算執行について（通知） （平成27年7月21日付27財号外） ・支出については、書類審査のみならず、必要に応じて現地調査を行い、事業が目的に沿って実施されているかなど十分な実績確認に努めること。</p> <p>このように、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。 本補助事業においても現地調査が実施され、領収書等の帳票原本の確認を実施したとのことであるが、現地調査の結果報告書は作成されていない。 補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記 ないし の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的の実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。 補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的に実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置済） 定期的に現地調査を実施し、その際には現地調査の担当者、調査方法・内容、調査結果等がわかる文書を保管いたします。</p>	
p.116	漁業振興課	<p>本補助金は、交付申請時の予算計画において、種苗購入費、標識購入費、運搬費等が消費税を含む金額で予算組みされている。そうすると、上記（1）・イで述べたとおり、長崎県水産部関係補助金等交付要綱6条4項に基づいて、県は、補助事業者に対し、仕入れに係る消費税等相当額の報告を求めなければならない。 しかしながら、本補助金において、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない。 県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済） 補助事業者から、5月末に令和2年度分の消費税等相当額の報告を受けております。今後は補助事業の適正な執行に努めてまいります。（補助事業者は免税事業者であり、仕入税額控除はありません。）</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第9 水産部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.117	漁業取締室	<p>本補助金は、交付申請時の予算計画において、船舶の燃料購入費や諸経費、看板製作・設置費用等が消費税を含む金額で予算組みされている。そうすると、上記(1)・イで述べたとおり、長崎県水産部関係補助金等交付要綱6条4項に基づいて、県は、補助事業者に対し、仕入れに係る消費税等相当額の報告を求めなければならない。</p> <p>しかしながら、本補助金において、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない。</p> <p>県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成30年度から令和2年度事業について、補助事業者へ消費税等相当額の報告を求め、報告を受けました。</p> <p>令和3年度からは、補助事業者からの報告を徹底してまいります。</p>	
p.117	水産経営課	<p>本補助金の補助事業者は、交付申請時に、冷凍設備付き軽トラック購入費として1,980,000円の支出を予定していた。上記(1)・イで長崎県広域種共同放流推進事業費補助金について述べたとおり、補助事業者が行う契約については、補助金という県費を支出することになるため、競争性確保の観点から、原則として、県の契約方法に準じて、公平・公正な契約がなされるよう適切に指導及び確認を行うこととされている(「平成31年度の予算の執行について」平成31年4月1日付31財第1号)。</p> <p>このように県の契約方法に準じるのであれば、当該補助事業者は、競争入札あるいは見積もり合わせ等の手続きを実施すべきことになるが、それらは実質的にも十分な競争がなされるよう、見積もり依頼時の仕様書の作成並びに入札参加業者・見積もり依頼先業者の選定に十分注意した上で実施する必要がある。</p> <p>本補助事業において、補助事業者は競争入札を実施しているが、応札した3社のいずれもが同じメーカー(スズキ)の車両で応札しており、ディーラー間での競争があったとしても、メーカー間での競争はなかった可能性が高い。</p> <p>また、入札に際して補助事業者はメーカーをスズキと指定したわけではないが、令和元年12月9日に入札を実施する前(同年11月20日)に、補助事業者は、今回の落札者である長崎県漁業組合連合会から見積もりを入手し、その見積り依頼の際に補助事業者が同連合会に提示した仕様書(または同連合会から見積書とともに提出された仕様書)と同じ内容の仕様書を基にして入札を実施したと推察される。その仕様書には詳細な車体寸法(荷台の長さ、及び高さ)等が記載されており、これを見た応札者が特定のメーカー(スズキ)の車両を想定して入札を実施していると考えて応札した可能性がある。</p> <p>加えて、入札が実施される前の同年10月21日に、入札に参加した3社のうちの1社が落札者に見積もりを提出していたようであり(見積書のFAXが記録として綴じられていた)、この点からも十分な競争がなされたのか疑問が残る。</p> <p>県が、支出予定総額に応じて競争性の高い契約方法を用いるようにしていることからすると、補助事業者に対しても、支出予定総額に応じて競争性が確保できる契約方法を用いるよう指導してもらいたい。</p> <p>県は、補助事業者が行う契約につき、支出予定総額に応じて競争性が確保できる契約方法を用いるよう指導してもらいたい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>当課から関係各課及び地方機関に対し、本事業の執行にあたり公平・公正な契約を補助事業者が行うよう、適切な指導及び確認を実施することを改めて文書にて依頼しました。当該補助事業者が県の契約方法に準じて行う契約については、仕様書の作成時から十分な指導を行ってまいります。</p>	



令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第10 農林部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.121	農山村振興課(旧:農山村対策室)	<p>本補助金は、交付申請時の予算計画において、消費税を含む金額で予算組みされている。そうすると、交付された本補助金には、消費税が含まれているのであるから、次の長崎県農林部関係補助金等交付要綱6条4項が適用される。</p> <p>長崎県農林部関係補助金等交付要綱 第6条(実績報告等) 4 補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額(減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額)を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。</p> <p>このような条項が定められている理由は、補助金の交付を受けた補助事業者が、補助事業を実施するに当たって課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額を控除したとすると、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担しないことになり、消費税額に相当する補助金が過払いになってしまうからである。したがって、交付する補助金に消費税等が含まれていないことが明らかな場合を除いて、県は、補助事業者に対し、仕入れに係る消費税等相当額の報告を求めなければならない。 しかし、かかる報告が適切に行われていなかったため、平成29年度包括外部監査において、県は、次のような指摘を受けている。</p> <p>平成29年度包括外部監査報告書28頁 仮に消費税返還義務のある補助金支給者だった場合、消費税等相当額報告書が提出されないと補助金の過払につながる恐れがある。また、支給した補助金の消費税部分の還付に係る自治体の対応について、会計検査院により全国の自治体が度々指摘を受けている点からみても、リスクが高い部分と判断できる。 したがって、県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後(例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など)に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである。</p> <p>この包括外部監査の指摘を受け、県は、各部署に対し、「平成30年度の予算執行について」(平成30年4月2日付30財第1号)及び「平成31年度の予算執行について」(平成31年4月1日付31財第1号)において、次のように指示した。</p> <p>「平成31年度の予算執行について」(平成31年4月1日付31財第1号) 消費税込みで交付申請した補助事業者に対しては、仕入れに係る消費税等相当額の有無・状況を報告させるとともに、その報告においては消費税の確定申告書等の写しを添付させるなどして、適切かつ十分な確認を行うこと。なお、実績報告書を提出する時点において仕入れに係る消費税等相当額が明らかになっていない場合は、その額が確定した時点において報告・確認が必要となるため、翌年度以降にしっかりと引継がなされるよう、適切に管理・対応すること。</p> <p>この点、補助事業者である島原市鳥獣被害対策協議会、雲仙市有害鳥獣被害防止対策協議会が提出した各事業実績書の備考欄には「該当なし」との記載があるところ、この記載は、「仕入れに係る消費税相当額がない」ことを意味する。したがって、補助事業者からは、仕入れに係る消費税相当額の報告はなされていると言える。 もっとも、県は、事業実績書の「該当なし」の記載のみをもって、課税売上額が10,000,000円以下であるなど、消費税法9条1項に該当し納税義務が免除されるものと判断しているが、課税売上額の裏付資料を求めるまではしておらず、補助事業者が確定申告をしているかどうかも確認していない。 上記のとおり、仕入れに係る消費税等相当額の報告は、補助金の過払いを防止するための重要な措置であり、「平成31年度の予算執行について」においても、消費税の確定申告書の写しを提出させるなどして十分に確認することを求めている。したがって、仕入れに係る消費税等相当額の報告については、実績報告書の「該当なし」との記載では足りず、消費税等の確定申告書など、消費税法9条1項に該当することの根拠資料の提出を求めるなどすべきである。 <u>仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、実績報告書の記載のみをもって報告を受けたものとはせず、消費税法9条1項に該当することの根拠資料の提出を求めるなどすべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置済) ご指摘のとおり、現状では、仕入れにかかる消費税等相当額の報告確認として不十分であったため、実績報告書時に根拠資料を求めるよう、交付要領を改正いたしました。 上記により改善した内容については、各地区の鳥獣被害対策協議会の事務を行う市町に対して、担当者会議等を通じて周知を行ってまいります。</p>	
p.123	農山村振興課(旧:農山村対策室)	<p>平戸市鳥獣被害防止対策協議会は、捕獲体制整備のために事業の実施箇所の決定及び補助事業に要する見積書の徴求をしたうえで本補助金の交付申請を行い、県は事業計画を確認のうえで交付決定を出しているが、その後、捕獲体制整備について、希望物品が見当たらないという理由から、補助金交付額0円での変更決定がなされている。 補助金の交付申請を事実上取り下げることとは、事情の変更などによってやむを得ない場合もあると思われるが、補助事業者に対しては、事業実施の見込みなどを十分に検討した上で、実情に基づいた交付申請を行うよう指導しておくことが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済) 交付決定にあたり、事業の実施内容及び経費の根拠資料を求め、実施見込みを確認しているところですが、令和3年5月13日に開催した担当者会議において、改めて、事業実施の見込みなどを十分に検討したうえで、実情に基づいた交付申請を行うよう指導を行いました。 引き続き、事業実施の見込みなどを十分に検討したうえで、実情に基づいた交付申請を行うよう指導するとともに、前年度の完了検査や遂行状況報告時等の機会に、担当者に状況を聴取するなど、進捗状況確認を充分に行ってまいります。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第10 農林部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.124	農業経営課	<p>本補助金については、補助金チェックシートの「効果」欄にチェックを入れておらず、県担当者は、「補助の対象及び補助率が要綱で定められているため、効果の検証は不要である」として、本補助事業の効果の検証を行っていない。</p> <p>地方自治法232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定しており、「公益上の必要性」の判断は補助金交付の要件とされている。本補助事業のように、複数年度にわたって継続的に補助金が交付されている事業において、事業効果の検証を行わなければ、翌年度の補助金交付にあたっての「公益上の必要性」は判断できないはずである。</p> <p>補助事業の効果の検証が適正な補助金執行のために重要な事務であることは言うまでもなく、特に、本補助事業のように複数年度にわたって継続的に補助金が交付されている事業においては、翌年度の補助金交付の「公益上の必要性」の判断のためにも、補助事業の効果の検証を行うべきである。</p> <p>県は、補助事業の効果の検証の重要性を再確認し、特に、複数年度にわたって継続的に補助金が交付されている事業においては、その効果の検証を行うべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>令和2年度の補助金から、補助金チェックシートに基づき、就農支援資金の償還事務等が効率的・効果的に実施されているか当該補助金の効果の検証を毎年度行うよう徹底してまいります。</p>	
p.125	農業経営課	<p>本補助金は、交付申請時の予算計画において、賃借料や旅費など消費税を含む金額で予算組みされている。</p> <p>そうすると、交付された本補助金には、消費税が含まれているのであるから、長崎県農林部関係補助金等交付要綱6条4項が適用され、上記（1）・イのとおり仕入れに係る消費税等相当額の報告をさせなければならない。</p> <p>しかしながら、本補助金においても、補助事業者からかかる報告がされていない。</p> <p>県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>補助対象者である県担い手育成総合支援協議会は、任意団体であり非課税団体であると認識しておりますが、令和3年度事業から事業申請時に非課税団体であることを書面にて報告を求めるよう徹底してまいります。</p>	
p.125	農業経営課	<p>本補助事業の事業計画書には、活動内容ごとに支出の内訳が記載されているが、収支精算書には、「支出の部」の「本年度精算額」として「事業費4,090,000円」との記載しかなされておらず、事業実績報告書にも、活動ごとの支出の内訳は記載されていない。そのため、各活動がどれくらいの支出を伴い、どのような内容で実施されたのか、具体的な補助事業の成果（内訳）が検証できない。</p> <p>この点、長崎県補助金等交付規則13条1項及び14条は、補助事業の実績報告及び補助金額の決定の手続きを次のとおり規定している。</p> <p>第13条1項（実績報告） 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は第11条第2項第2号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、別に定めるところにより、補助事業等実績報告書（様式第2号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。</p> <p>第14条（補助金等の額の確定） 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。</p> <p>このように、長崎県補助金等交付規則13条1項及び14条は、補助事業者に対し、事業実績報告書等を提出させ、県が提出された報告書類等を調査し、補助事業等の成果が交付決定の内容等と適合することを確認した上で、交付額を決定するよう定めている。</p> <p>そうであるならば、事業実績報告書等は、当該事業の成果が交付決定と適合することを調査しうる程度に具体的な内容でなければならない。</p> <p>したがって、県は、事業実績報告書等の上記のような趣旨や役割を再確認した上で、補助事業者に対し、交付額確定のための調査ができる程度に具体的な内容を記載するよう指導すべきである。</p> <p>県は、補助事業者に対し、事業実績報告書等には、交付額確定のための調査ができる程度に具体的な内容を記載するよう指導すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>令和2年度の事業実績報告書から、交付額確定のための調査ができるように具体的な内容を記載するよう改め、補助事業者に対し指導を行いました。</p>	
p.126	農業経営課	<p>本補助金は、令和元年6月に全額が一括概算払いされている。</p> <p>ここで、補助金等の交付方法に関する長崎県補助金等交付規則16条の定めは次のとおりである。</p> <p>長崎県補助金等交付規則 第16条（補助金等の交付） 第14条の規定により通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより補助金等交付請求書（様式第3号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。</p> <p>このように、同条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。</p> <p>本補助金は人件費等にも充てられるため、一定の概算払いが必要となることは理解できるが、年度当初における一括概算払いが、「特に必要」とは認めがたい。</p> <p>今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。</p> <p>また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。</p> <p>県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。（意見）</p>	<p>（措置済）</p> <p>概算払いは例外的な扱いであることを前提に、補助事業者に対して、令和3年度から、概算払交付請求の際に、概算払い請求に係る理由書を添付するよう求めました。今後、概算払いの必要性を慎重に審査し適正な事務の執行に努めてまいります。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第10 農林部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.128	農山村振興課(旧:農地利活用推進室)	<p>本補助金は、交付申請時の予算計画において、旅費や事務等経費など消費税を含む金額で予算組みされている。そうすると、交付された本補助金には、消費税が含まれているのであるから、長崎県農林部関係補助金等交付要綱6条4項が適用される。</p> <p>また、長崎県農業委員会ネットワーク機構補助金実施要綱10条4項は、「補助金の交付を申請した者は、第1項の実績報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額(減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した金額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第6号)により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。」と規定している。</p> <p>そうであるならば、上記(1)・イのとおり仕入れに係る消費税等相当額の報告をさせなければならない。</p> <p>しかしながら、本補助金においても、補助事業者からかかる報告がされていない。</p> <p>県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済)</p> <p>今後は、消費税及び地方消費税込みで補助金交付を行った場合には、本補助金実施要綱の規定に基づき、仕入れに係る消費税等相当額の有無について報告を求めるよう徹底してまいります。</p>	
p.129	農業経営課(旧:農地利活用推進室)	<p>本補助事業の収支予算書や収支精算書には、「支出の部」として「本年度精算額 事業費 120,013,784円」との記載しかなく、事業計画書や実績報告書にも「1 信受農地管理等事業 2,485,872円」「2 農地中間管理機構運営事業 117,527,912円」「合計 120,013,784円」との記載しかなく、各事業において、どのような使途でどのような支出がなされたのかという支出の内訳は明らかにされていない。</p> <p>しかしながら、長崎県補助金等交付規則4条及び5条は、交付申請及び交付決定の手続きを次のとおり規定している。</p> <p>第4条(補助金等の交付の申請) 補助金等の交付の申請(契約の申込みを含む。以下同じ。)をしようとする者は、補助金等交付申請書(様式第1号。ただし、契約の申込みにあつては、これに準ずる書類)に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。ただし、添付書類については、知事がその必要がないと認めるときは、省略することができる。</p> <p>(1) 補助事業等の事業計画書 (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代る書類 (3) 補助事業等が工事の施行に係るものであるときは、その実施設計書 (4) その他知事が必要と認める書類</p> <p>第5条(補助金等の交付の決定) 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をするものとする。</p> <p>このように、長崎県補助金等交付規則4条及び5条は、補助金の交付申請者に対し、事業計画書や収支予算書を添付した交付申請書を提出させ、県が提出された申請書類等の内容を審査した上で、交付決定するよう定めている。</p> <p>そうであるならば、交付申請書に添付する事業計画書や収支予算書は、補助金交付の必要性・相当性を審査しうる程度に具体的な内容でなければならない。</p> <p>また、上記(3)・ウで指摘したとおり、長崎県補助金等交付規則13条1項及び14条は、補助事業者に対し、事業実績報告書等を提出させ、県が提出された報告書類等を調査し、補助事業等の成果が交付決定の内容等と適合することを確認した上で、交付額を決定するよう定めている。</p> <p>そうであるならば、事業実績報告書等は、当該事業の成果が交付決定の内容等と適合することを調査しうる程度に具体的な内容でなければならない。</p> <p>したがって、県は、事業計画書や事業実績報告書等の上記のような趣旨や役割を再確認した上で、補助事業者に対し、交付決定の審査や交付額確定のための調査ができる程度に具体的な内容を記載するよう指導すべきである。</p> <p>県は、補助事業者に対し、事業計画書や事業実績報告書等には、交付決定の審査や交付額確定のための調査ができる程度に具体的な内容を記載するよう指導すべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済)</p> <p>令和2年度事業実績報告書以降の提出書類については、交付額確定のための調査ができる経費内訳書を添付するよう指導しており、交付決定等の審査が適正に行えるよう改めました。</p> <p>また、令和3年度事業計画書提出の際は、交付決定の審査ができるよう事業内容を記載することといたします。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第10 農林部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.130	農業経営課(旧:農地地活用推進室)	<p>補助事業者に対する現地調査に関する、長崎県における規定は次のとおりである。</p> <p>補助金等交付事務にかかる審査の強化について(通知) (平成14年4月16日付14財第15号)</p> <p>2 現地調査の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地調査は、必要に応じ、個々の補助事業及び調査箇所等を選定のうえ、積極的かつ計画的に行い、実態把握に努めること。</li> <li>・ また、各部署においては、年間計画等を作成するなど適切かつ実効性のある現地調査となるよう留意すること。</li> <li>・ 臨時的な調査の場合は、事前通知から現地調査に至るまで速やかに実施することとし、その趣旨が薄れることのないよう十分注意すること。</li> </ul> <p>補助金等交付事務の適正化について(通知) (平成21年6月19日付21財第74号)別紙のチェックリスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金等の不正受給の発生を防止するため、現地調査を実施したか。</li> </ul> <p>補助金等の予算執行について(通知) (平成27年7月21日付27財号外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支出については、書類審査のみならず、必要に応じて現地調査を行い、事業が目的に沿って実施されているかなど十分な実績確認に努めること。</li> </ul> <p>このように、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。</p> <p>本補助事業においては、現地調査を実施しておらず、補助金チェックリストの現地調査欄にも(チェック不要の)斜線が入っており、現地調査不要の理由として「推進事業のため」との記載がなされているが、「推進事業」であったとしても、現地調査が不要になるとは言えない。</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記「ないし」の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的に実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的に実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、毎年度実施してはいましたが、施設・設備工事に関する現地調査であるとの認識の誤りにより「施設・設備工事」の項目にチェック不要の斜線を入れていたものであります。</p> <p>今後、調査結果につきましては補助事業の記録として適切に残すようにいたします。</p>	
p.131	農業経営課(旧:農地地活用推進室)	<p>本補助金は、補助事業者の運営費を補助するものであるところであり、団体運営費補助金は、当該団体が実施する事業の公益性や公共性に着目し、当該団体の運営を支援することで、ひいては、県の政策目的を達成することを目的としている。</p> <p>また、長崎県補助金等交付規則4条及び5条は、交付申請及び交付決定の手続きを次のとおり規定している。</p> <p>第4条(補助金等の交付の申請)</p> <p>補助金等の交付の申請(契約の申込みを含む。以下同じ。)をしようとする者は、補助金等交付申請書(様式第1号。ただし、契約の申込みにあつては、これに準ずる書類)に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。ただし、添付書類については、知事がその必要がないと認めるときは、省略することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助事業等の事業計画書</li> <li>(2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代る書類</li> <li>(3) 補助事業等が工事の施行に係るものであるときは、その実施設計書</li> <li>(4) その他知事が必要と認める書類</li> </ol> <p>第5条(補助金等の交付の決定)</p> <p>知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をするものとする。</p> <p>このように、長崎県補助金等交付規則4条及び5条は、補助金の交付申請者に対し、事業計画書や収支予算書を添付した交付申請書を提出させ、県が提出された申請書類等の内容から、交付の必要性等を審査して交付決定するよう定めている。</p> <p>そうであるならば、団体運営費を補助するにあたっては、当該団体がどのような事業を実施するのかを確認した上で、補助金交付の必要性等を判断すべきであるし、事業完了後には補助金交付による効果を検証すべきである。</p> <p>しかしながら、本補助事業においては、補助事業者が実施する具体的な事業についての報告は受けていない。</p> <p>県は、本補助金のように、補助事業者の運営費を補助する場合にも、当該補助事業者が実施する事業について報告を受けるべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済)</p> <p>令和2年度事業実績報告書以降の提出書類については、当該補助事業者が実施する事業の状況及びその事業にかかる経費内訳書を添付するよう指導しており、交付決定等の審査が適正に行えるよう改めました。</p> <p>今後は、補助事業者が実施する事業の必要性や効果の検証について、適切に確認するよう努めてまいります。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第10 農林部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.133	農産園芸課	<p>上記(5)・ウで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。</p> <p>県担当者は、本補助金は精算払いであり、交付金額の妥当性のチェックはしているため、現地調査を不要としている。また、当該年度(令和元年度)は3年に1度の公益社団法人の監査が実施されたため、この法人監査の際に、支出の適正性を確認しているとのことである。</p> <p>補助事業者に対する現地調査の目的や役割(上記 ないし )からすると、精算払いの事業であったとしても実施するのが望ましく、また、法人監査と兼ねて行うことは合理的ではあるが、法人監査は、必ずしも、補助事業の現地調査の目的や役割(上記 や )を果たしているとは言えない。</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、少なくとも3年に1度、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。また、法人監査が現地調査を兼ねていると考えるのであれば、法人監査の報告書を補助事業の記録にも編綴するなどし、現地調査を実施したことの記録化を検討してもらいたい。</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的な実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。また、法人監査で現地調査を兼ねると考えるのであれば、法人監査の報告書を補助事業の記録にも編綴するなどし、現地調査を実施したことの記録化を検討してもらいたい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>事業の現地調査は3年に1度の法人監査と兼ねて実施しており、交付の必要性の審査や不正受給防止のための実態把握は十分に果たしていると考えております。</p> <p>今後、法人監査時における報告書と補助事業に関する現地調査を兼ねるものとして、補助事業の記録にも編綴することといたします。</p>	
p.134	農産園芸課	<p>上記(5)・ウで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。</p> <p>県担当者は、本補助金は精算払いであり、交付金額の妥当性のチェックはしているため、現地調査を不要としている。また、当該年度(令和元年度)は3年に1度の公益社団法人の監査が実施されたため、この法人監査の際に、支出の適正性を確認しているとのことである。</p> <p>補助事業者に対する現地調査の目的や役割(上記 ないし )からすると、精算払いの事業であったとしても実施するのが望ましく、また、法人監査と兼ねて行うことは合理的ではあるが、法人監査は、必ずしも、補助事業の現地調査の目的や役割(上記 や )を果たしているとは言えない。</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、少なくとも3年に1度、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。また、法人監査が現地調査を兼ねていると考えるのであれば、法人監査の報告書を補助事業の記録にも編綴するなどし、現地調査を実施したことの記録化を検討してもらいたい。</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的な実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。また、法人監査で現地調査を兼ねると考えるのであれば、法人監査の報告書を補助事業の記録にも編綴するなどし、現地調査を実施したことの記録化を検討してもらいたい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>事業の現地調査は3年に1度の法人監査と兼ねて実施しており、交付の必要性の審査や不正受給防止のための実態把握は十分に果たしていると考えております。</p> <p>今後、法人監査時における報告書と補助事業に関する現地調査を兼ねるものとして、補助事業の記録にも編綴することといたします。</p>	
p.136	農産園芸課	<p>上記(5)・ウで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。</p> <p>本補助金においても現地調査が実施されているが、調査結果を報告する書面が作成されていないものが見受けられる。</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記 ないし の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的な実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的な実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>現地調査は毎年度実施してはいましたが、調査結果の報告書の整備が十分でなかったことから、今後は、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法、内容、調査結果を書面にて記録することを徹底いたします。</p>	
p.137	畜産課	<p>上記(5)・ウで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。</p> <p>しかし、本補助事業については、現地調査は実施されていない。</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記 ないし の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的な実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。</p> <p>また、県は、現地調査を実施していないにもかかわらず、補助金チェックリストの現地調査の欄には、現地調査を行った旨のチェックをしている。</p> <p>補助金チェックリストには事実即した記載を行うべきである。</p> <p>補助金チェックリストには事実即した記載を行い、現地調査を実施しなかった場合には、補助金チェックリストの現地調査欄にチェックを入れないようにすべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済)</p> <p>現地調査は毎年度8月までに実施してはいましたが、現地調査の記録を編綴していなかったものであります。</p> <p>当該事業については、監査後、現地調査の記録を編綴いたしました。</p> <p>今後は、現地調査の記録を編綴したうえで、補助金チェックリストを確認することといたします。</p>	
p.137	畜産課	<p>上記(5)・ウで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。</p> <p>しかし、本補助事業については、現地調査は実施されていない。</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記 ないし の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的な実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。</p> <p>また、県は、現地調査を実施していないにもかかわらず、補助金チェックリストの現地調査の欄には、現地調査を行った旨のチェックをしている。</p> <p>補助金チェックリストには事実即した記載を行うべきである。</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的な実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>現地調査は毎年度8月までに実施してはいましたが、現地調査の記録を編綴していなかったものであります。</p> <p>当該事業については、監査後、現地調査の記録を編綴いたしました。</p> <p>今後は、現地調査後速やかに、担当者、調査方法、内容、調査結果を書面にて記録するよう徹底してまいります。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第10 農林部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.138	畜産課	<p>長崎県牛肥育素牛導入事業費補助金実施要綱14条2項は、「事業主体は、導入事業について事業完了年度の翌年度6月末までに事業評価報告書（様式第12号）を知事に報告する。」としており、この事業評価報告書により、各農業者の「期首（4.1）飼養頭数」、「事業完了時飼養頭数」、「期末（3.31）飼養頭数」を報告させ、「期末の飼養頭数が、事業完了時より下回った経営体については、理由書を添付すること。」としている。県は、上記の定めに従い、期末の飼養頭数が事業完了時の飼育頭数より下回った農業者に対し、理由書を提出させている。農業者が記載している理由は概ね同じで、「素牛価格の断続的な高騰により、期末にかけて出荷頭数に見合った導入ができなかった。」としている。</p> <p>しかしながら、このような理由書を提出させる趣旨は、期末の飼養頭数が事業完了時の飼育頭数より下回った理由を分析してその原因を究明し、このような事態を解消することで、和牛肥育の改善につなげるという効果を生み出すことにあると考えられるが、県担当者においては、理由を報告させる趣旨を検討していないようであり、理由書の提出が形式的なものになってしまっているため、理由書の提出が効果の検証に生かされていない。</p> <p>したがって、期末の飼養頭数が事業完了時の飼育頭数より下回った理由を報告させる趣旨を理解した上で、この理由書を、本補助事業の効果の検証に生かすことが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置済）</p> <p>令和2年度事業については、全ての補助事業者へ理由書の提出を求めている趣旨を説明し、期末の飼養頭数が事業完了時の飼育頭数より下回った農業者に対してその理由を分析して原因を究明した上で、令和3年6月末までに事業評価報告書及び理由書を提出するように指示をいたしました。また、理由書については関係機関で共有し、本補助事業の効果の検証に活用してまいります。</p>	
p.139	畜産課	<p>本補助事業は、育成牛預託事業、性選別精液活用事業、九州連合ホルスタイン共進会への参加事業という複数の事業から成っている。</p> <p>しかしながら、収支予算書の支出の部には「乳用後継牛確保対策事業費 本年度予算額3,840,000円」との記載しかなく、収支精算書の支出の部にも「乳用後継牛確保対策事業費 本年度精算額3,840,000円」との記載しかなく、収支精算書の支出の内訳は、予算段階では事業計画書、決算段階では実績報告書において確認はできるものの、上記のような支出の予算総額、精算総額のみ記載しかなく、収支精算書を提出させる意味は乏しい。</p> <p>したがって、本補助事業のように複数の事業を行うのであれば、収支予算書や収支精算書の支出の部には、少なくとも、事業ごとに振り分けた支出額を記載することを検討してもらいたい。（意見）</p>	<p>（措置済）</p> <p>本事業は令和元年度で事業終了しておりますが、今後、複数の事業を行う補助事業については、事業ごとに振り分けた支出額を記載するよう徹底いたします。</p>	
p.140	畜産課	<p>本補助事業については、事業完了後の検査が実施され、検査実施報告書が作成されている。</p> <p>検査実施報告書には、「8月までに補助事業者から農家への補助金支出を確認する。」旨の記載がなされており、県は、事業完了年度の翌年度8月を期限としていた農家への補助金支出の確認も行っているが、本補助事業の記録には、農家への補助金支出の確認を実施したことの報告書が残されていない。</p> <p>検査実施報告書は、補助金の支出状況等の検査結果をまとめ、本補助事業が適正に行われているかを検証するために作成されるのであるから、農家への補助金支出状況も検査したのであれば、かかる検査の担当者や方法・内容、結果なども本補助事業の記録として残しておくことが望ましい。</p> <p>検査実施報告書には、実施した検査について、できる限り詳細に、検査担当者、検査方法・内容、結果などを残しておくことが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置済）</p> <p>毎年8月までに全ての補助事業者への現地調査を実施しておりますが、今後は、検査担当者、調査方法・内容、結果などの詳細を書面に記録するよう徹底してまいります。</p>	
p.141	畜産課	<p>本補助事業は、獣医師を目指す学生等に修学資金を貸与する事業であり、貸与金の返還を求める際や返還を免除する際は、県と補助事業者が協議して決定している。</p> <p>しかしながら、現在の長崎県獣医師確保修学資金貸与事業実施要領は、返還請求に関し「畜産協会は、...貸与した修学資金を返還させる...」とし（第4・7（1））、返還免除に関し「畜産協会は、...返還金の全部を免除することができる。」とするなど（第4・8（1））、補助事業者の独断で返還請求や返還免除を決め得るように規定している。</p> <p>貸与金の返還請求や返還免除という重要事項については、補助事業者が独断によらず、県と協議の上で決めるべきであるから、かかる協議については、運用上の実施に委ねるのではなく、実施要領に規定しておくのが望ましい。</p> <p>具体的には、「畜産協会は、...県と協議の上、貸与した修学資金を返還させる...」、「畜産協会は、...県と協議の上、返還金の全部を免除することができる。」などと改定することを検討してもらいたい。</p> <p>長崎県獣医師確保修学資金貸与事業実施要領には、貸与金の返還請求や返還免除に関し、補助事業者と県の協議を規定するよう検討してもらいたい。（意見）</p>	<p>（措置済）</p> <p>長崎県獣医師修学資金貸与事業実施要領において、貸与金の返還請求や返還免除に関し、補助事業者と県の協議を規定しました。</p> <p>返還請求（第4・7（1））については、「畜産協会は、...県と協議の上、貸与した修学資金を返還させる...」と規定し、返還免除（第4・8（1））については、「畜産協会は、...県と協議の上、返還金の全部を免除することができる。」と規定し、令和3年4月1日付けで改正いたしました。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第11 土木部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.142	港湾課	<p>補助事業者の担当者を通じた説明によれば、検査機器購入については指名競争入札を行っているとのことである。しかし、その内実は、航空各社で構成される国内定期航空保安協議会という団体が指定した機器についての見積もり合わせというべきもので、自治体の行う指名競争入札の実施方法とは相当に異なっている。また、県に対しては、機器を購入した際の売買契約書、納品書、請求書等と一部の機器についての見積書が提出されているが、補助事業者がどのような契約方法を選択しているか、具体的にどのような手順で機器を購入する業者を選定しているのかなどは、記録上明らかではなく、県の担当者も第1回ヒアリングの時点では、この点はほとんど把握していなかった。県が補助事業者に対し、県の契約方法に準じた方法により契約するよう指導した形跡も見当たらない。</p> <p>補助事業者が行う契約については、補助金という県費を支出することになるため、競争性確保の観点から、個人又は小規模な団体に対する小規模な補助事業を除き、県の契約方法（市町を通じた間接補助事業など市町の契約方法に準じることが適当な場合は市町の契約方法）に準じて、公平・公正な契約がなされるよう適切に指導及び確認を行うこととされている（「平成31年度の予算の執行について」平成31年4月1日付31財第1号）。</p> <p>県の方式に準じた契約方法を選択した場合、結果的に県の補助金額が低額になる可能性があるのであるから、県に準じた契約方法を順守するよう指導し、入札結果等を確認することが望ましい。</p> <p>県は、補助事業者に対し、県に準じた契約方法を順守するよう指導し、入札結果等を確認することが望ましい。（意見）</p>	<p>（一部、措置済）</p> <p>今回の包括外部監査の意見を踏まえ、補助事業者が行う契約については、競争性の観点から県の契約方法に準じて公平・公正な契約がなされなければならないとされていること、又今後補助金の支払いにあたっては入札結果を確認すること、以上を7月7日、補助事業者であるANA社とORC社に対し、文書で通知しております。</p>	<p>今後、通知内容の実現に向け、ANA社及びORC社と協議を行う必要があると考えております。</p>
p.143	港湾課	<p>補助事業者に対する現地調査に関する、長崎県における規定は次のとおりである。</p> <p>長崎県補助金等交付規則 第5条（補助金等の交付の決定） 知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。</p> <p>補助金等交付事務の適正化について（通知） （平成21年6月19日付21財第74号）別紙のチェックリスト ・ 補助金等の不正受給の発生を防止するため、現地調査を実施したか。</p> <p>補助金等交付事務にかかる審査の強化について（通知） （平成14年4月16日付14財第15号） 2 現地調査の実施について ・ 現地調査は、必要に応じ、個々の補助事業及び調査箇所等を選定のうえ、積極的かつ計画的に行い、実態把握に努めること。 また、各部局においては、年間計画等を作成するなど適切かつ実効性のある現地調査となるよう留意すること。 ・ 臨時的な調査の場合は、事前通知から現地調査に至るまで速やかに実施することとし、その趣旨が薄れることのないよう十分注意すること。</p> <p>補助金等の予算執行について（通知） （平成27年7月21日付27財号外） ・ 支出については、書類審査のみならず、必要に応じて現地調査を行い、事業が目的に沿って実施されているかなど十分な実績確認に努めること。</p> <p>このように、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。 本補助事業においては、現地調査までは実施しておらず、実績報告書等の写真等で確認しているということであり、その確認に関する報告書等も作成されていない。</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記 ないし の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。（意見）</p>	<p>（一部、措置済）</p> <p>今回の包括外部監査の結果を踏まえ、今後、実績確認を行うにあたっては、原則として現地調査を行う旨、7月7日、補助事業者であるANA社とORC社に対し、文書で通知しております。 また、現地調査時に用いる調査書についても、同日付で定めております。</p>	<p>今後は、補助事業者と日程調整の上、令和元年度に設置された空港検査機器について、現地調査を行いたいと考えております。</p>

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第13 教育委員会

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.151	学芸文化課	<p>本補助事業のうち、次の事業（上記1・（1）・イ・～・～）は、いずれも交付申請時の予算計画において、消費税を含む金額で予算組みされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有形文化財保存整備事業（黒島天主堂）</li> <li>有形文化財保存整備事業（田平天主堂）</li> <li>有形文化財保存整備事業（高麗版一切経）</li> <li>史跡名勝天然記念物等保存整備事業（石田城五島氏庭園）</li> <li>史跡名勝天然記念物等保存整備事業（棲霞園及び梅ヶ谷津倍楽園）</li> <li>史跡名勝天然記念物等保存整備事業（花月）</li> <li>史跡名勝天然記念物等保存整備事業（江迎本陣跡）</li> </ul> <p>そうすると、これらの事業に交付された補助金には、消費税が含まれているのであるから、次の長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱6条4項が適用される。</p> <p>長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱6条4項 第6条（実績報告等） 4 補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあつては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。</p> <p>このような条項が定められている理由は、補助金の交付を受けた補助事業者が、補助事業を実施するに当たって課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額を控除したとすると、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担しないことになり、消費税額に相当する補助金が過払いになってしまうからである。したがって、交付する補助金に消費税等が含まれていないことが明らかな場合を除いて、県は、補助事業者に対し、仕入れに係る消費税等相当額の報告を求めなければならない。</p> <p>しかし、かかる報告が適切に行われていなかったため、平成29年度包括外部監査において、県は、次のような指摘を受けている。</p> <p>平成29年度包括外部監査報告書28頁 仮に消費税返還義務のある補助金支給者だった場合、消費税等相当額報告書が提出されないと補助金の過払につながる恐れがある。また、支給した補助金の消費税部分の還付に係る自治体の対応について、会計検査院により全国の自治体が度々指摘を受けている点からみても、リスクが高い部分と判断できる。</p> <p>したがって、県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである。</p> <p>この包括外部監査の指摘を受け、県は、各部局に対し、「平成30年度の予算執行について」（平成30年4月2日付30財第1号）及び「平成31年度の予算執行について」（平成31年4月1日付31財第1号）において、次のように指示した。</p> <p>平成31年度の予算執行について」（平成31年4月1日付31財第1号） 消費税込みで交付申請した補助事業者に対しては、仕入れに係る消費税等相当額の有無・状況を報告させるとともに、その報告においては消費税の確定申告書等の写しを添付させるなどして、適切かつ十分な確認を行うこと。なお、実績報告書を提出する時点において仕入れに係る消費税等相当額が明らかになっていない場合は、その額が確定した時点において報告・確認が必要となるため、翌年度以降にしっかりと引継がなされるよう、適切に管理・対応すること。</p> <p>しかしながら、上記補助事業においても、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない。県担当者によれば、補助事業者に対して口頭で確認をしているとのことであったが、上記の平成29年度包括外部監査の指摘や県の通知の趣旨に照らせば口頭での確認だけでは不十分である。</p> <p><b>県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。（指摘事項）</b></p>	<p>（措置済） 仕入れに係る消費税等相当額の有無の確認については、補助対象者に状況を報告させ、該当がある場合は早急に対応するよう努めてまいりました。</p> <p>従来より行っていた口頭での確認に加え、令和2年度事業分からは書面にて記録を残すなど、改善してまいります。</p> <p>なお、取扱方針等が示された場合には、それに沿って適切に対応いたします。</p>	
p.152	学芸文化課	<p>本補助事業のうち、補助事業者が個人である史跡名勝天然記念物等保存整備事業（石田城五島氏庭園）（上記1・（1）・イ・～）と史跡名勝天然記念物等保存整備事業（棲霞園及び梅ヶ谷津倍楽園）（上記1・（1）・イ・～）について、交付申請時に事業計画書とともに、確定申告書など個人の資力に関する資料の提出を受けている。</p> <p>県担当者によれば、県補助金の申請には確定申告書などの個人の資力に関する資料は必要としていないものの、国庫補助金の申請には必要な書類であり、補助事業者は県を通じて国庫補助金の申請も行うことになっているため、県補助金の交付申請書類としても提出を受けているとのことであった。</p> <p>長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱では必要な資料ではないから、県補助金との関係ではあくまで参考資料という位置づけになる。個人の資力に関する資料に高度な個人情報に記載されていることに鑑みると、県補助金との関係では必ずしも必要としていない個人情報を収集することは望ましくない。</p> <p>そこで、今後は、長崎県補助金等交付規則及び長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱に従い、交付申請書に添付すべき書類を適切に選別し、不要な書類が添付されている場合には返却をする等の対応が望ましい。また、国庫補助金申請に関する資料として保存する場合には、その趣旨が明らかになるような保存方法を検討してもらいたい。（意見）</p>	<p>（措置済） ご意見のとおり、令和2年度事業分から県補助金申請に不要な書類は返却する等の対応を行ってまいります。</p>	



令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第13 教育委員会

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.153	学芸文化課	<p>本補助金のうち、史跡名勝天然記念物等保存整備事業（小宮修船場跡）（上記1・（1）・イ・ ）は補助事業者が法人である。補助金の交付先は法人本部となっているが、補助金交付申請や事業計画書・事業報告書の提出等は、すべて法人が長崎に設置する現地施設の所長名で手続きがなされている。</p> <p>しかしながら、補助事業者が提出している書類からは、補助事業者が現地施設所長に対しどのような代理権限を与えているのか、あるいは、会社法11条1項の「支配人（支配人は、会社に代わってその事業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。）」として代理権限を有するのが確認できなかった。</p> <p>本補助金の交付申請手続き自体は、表見支配人（会社法13条「会社の本店又は支店の事業の主任者であることを示す名称を付した使用人は、当該本店又は支店の事業に関し、一切の裁判外の行為をする権限を有するものとみなす。」）として現地施設の所長に権限があると見なすこともできることから不適法とまでは言えないが、交付申請手続きの適正性を確保するためには、交付申請者の代理権限の有無及びその範囲を確認するのが望ましく、補助事業者に対し、交付申請時に委任状や法人登記事項証明書（支配人が否かの確認）等の提出を求めることが望ましい。</p> <p>法人の支店や施設長等が交付申請者となっている場合は、委任状や法人登記事項証明書等の提出を求め、交付申請者の代理権限を確認することが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置済）</p> <p>今後、申請手続きの適正性確保に向け、委任状など、権限を有する事を確認できる書類を徴収することといたします。</p> <p>また、チェックリストに追記し、同様の事案発生防止に努めてまいります。</p>	
p.154	学芸文化課	<p>補助事業者に対する現地調査に関する、長崎県における規定は次のとおりである。</p> <p>長崎県補助金等交付規則 第5条（補助金等の交付の決定） 知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。</p> <p>補助金等交付事務にかかる審査の強化について（通知） （平成14年4月16日付14財第15号） 2 現地調査の実施について ・ 現地調査は、必要に応じ、個々の補助事業及び調査箇所等を選定のうえ、積極的かつ計画的に行い、実態把握に努めること。 また、各部局においては、年間計画等を作成するなど適切かつ実効性のある現地調査となるよう留意すること。 ・ 臨時的な調査の場合は、事前通知から現地調査に至るまで速やかに実施することとし、その趣旨が薄れることのないよう十分注意すること。</p> <p>補助金等交付事務の適正化について（通知） （平成21年6月19日付21財第74号）別紙のチェックリスト ・ 補助金等の不正受給の発生を防止するため、現地調査を実施したか。</p> <p>補助金等の予算執行について（通知） （平成27年7月21日付27財号外） ・ 支出については、書類審査のみならず、必要に応じて現地調査を行い、事業が目的に沿って実施されているかなど十分な実績確認に努めること。</p> <p>このように、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。</p> <p>本補助事業のチェックリストには、全ての補助事業者に対し現地調査を実施している旨のチェックがあり、担当者は毎年度現地調査を行っているとのことである。しかし、いつ、誰が、どのような現地調査を行ったのか、記録上明らかではない。</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記 ないし の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的に実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。</p> <p>補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置済）</p> <p>補助事業者に対する現地調査については、毎年度行っておりましたが、調査結果に関する報告書については、別の書類の中に保管しておりました。</p> <p>令和2年度事業分からは補助金関係綴りの中に保管し、現地調査の結果が確認できるように、保管方法を改善してまいります。</p>	
p.155	学芸文化課	<p>本補助金のうち、有形文化財保存整備事業（黒島天主堂）、有形文化財保存整備事業（田平天主堂）、及び有形文化財保存整備事業（高麗版一切経）（上記1・（1）・イ・ ）の補助事業者は、いずれも指定文化財の保存整備工事を行うため、工事業者と間で随意契約を締結している。</p> <p>補助事業者が行う契約については、補助金という県費を支出することになるため、競争性確保の観点から、個人又は小規模な団体に対する小規模な補助事業を除き、県の契約方法（市町を通じた間接補助事業など市町の契約方法に準拠することが適当な場合は市町の契約方法）に準じて、公平・公正な契約がなされるよう適切に指導及び確認を行うこととされている（「平成31年度の予算の執行について」平成31年4月1日付31財第1号）。</p> <p>県担当者によれば、上記補助事業については、いずれも指定文化財であり、保存整備工事を行う専門的技能を有する工事業者に依頼をする必要があることが確認できた。そうであれば、補助事業者が工事業者との間で随意契約を行っていること自体に問題はないと考える。</p> <p>しかし、前述した通知の趣旨に鑑みると、県の契約方法に準じて公平・公正な契約が行われたことを担保するために、補助事業者が随意契約を行った場合には、契約方法の選択の理由や妥当性についての報告を求めることが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置済）</p> <p>補助事業者が随意契約を行った場合には、契約方法の選択の理由や妥当性についての報告を求め、書面にて記録するよう、令和2年度事業分から改善してまいります。</p>	
p.157	学芸文化課	<p>本補助金のいずれの事業についても、交付申請時の予算計画において、消費税を含む金額で予算組みされている。</p> <p>そうすると、交付された補助金には、消費税が含まれているのであるから、長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱6条4項が適用され、上記（1）・イのとおり仕入れに係る消費税等相当額の報告をさせなければならない。</p> <p>しかしながら、いずれの補助事業においても、補助事業者からかかる報告がされていない。県担当者によれば、補助事業者に対して口頭で確認をしているとのことであったが、上記（1）・イで述べたとおり口頭での確認だけでは不十分である。</p> <p>県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。（指撻事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>仕入れに係る消費税等相当額の報告については、口頭で確認してはいるが、令和3年度事業分から収支計算書を徴するなどして補助事業者が納税義務者とならない旨を確認し、書面にて記録するよう、改善してまいります。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第13 教育委員会

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.157	学芸文化課	<p>長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条は、補助事業者に対し、次のとおり、事業計画書や事業実績報告書等の提出を求めている。</p> <p>第4条（補助金等の交付の申請） 補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号。ただし、契約の申込みにあつては、これに準ずる書類）に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。ただし、添付書類については、知事がその必要がないと認めるときは、省略することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助事業等の事業計画書</li> <li>(2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代る書類</li> <li>(3) 補助事業等が工事の施行に係るものであるときは、その実施設計書</li> <li>(4) その他知事が必要と認める書類</li> </ol> <p>第5条（補助金等の交付の決定） 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。</p> <p>第13条1項（実績報告） 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は第11条第2項第2号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、別に定めるところにより、補助事業等実績報告書（様式第2号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。</p> <p>第14条（補助金等の額の確定） 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。</p> <p>このように、補助事業者が県に提出すべき事業計画書等は、補助金交付の必要性・相当性を審査するためのものであり、また、事業実績報告書等は、実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合することを調査するためのものである。</p> <p>本補助金の事業についても、それぞれ事業計画書や事業報告書等が提出されているが、実施要項において定められている様式で提出されているものの、記載内容に着目すると、全国高等学校総合文化祭派遣費補助事業（上記1・（1）・イ・）に関しては、事業計画書に添付されている収支予算書と、事業報告書に添付されている収支報告書の費用の項目や記載内容が異なっているため、補助事業者が提出している書類では、事業計画及び予算と事業実績及び決算の比較ができず、長崎県補助金等交付規則が求めている事業計画書や事業実績報告書等として適合する書類とは評価できない。</p> <p>県は、補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。</p> <p>県は、補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済） 事業計画書、事業実績報告書等の記載内容については、補助金の適正な審査が行えるような記載となるよう、令和3年度事業分から補助事業者に指導してまいります。</p>	
p.159	学芸文化課	<p>長崎県高等学校文化活動活性化補助事業（上記1・（1）・イ・）は、事業完了日が令和2年3月19日となっている。しかし、この事業完了日から9日後の同年3月28日に計画変更承認申請が提出され、同年3月31日には補助事業者より事業実施報告書が提出されている。この経過から見れば、補助事業者は、事業実施報告書の提出に合わせて計画変更承認申請を提出したと推測することができる。</p> <p>事業計画変更は、長崎県補助金等交付規則11条2項により、次のとおり規定されている。</p> <p>長崎県補助金等交付規則 第11条（状況報告等） 2 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事に報告してその承認又は指示を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業計画書、収支予算書その他第4条の規定により知事に提出した書類の内容を変更（別に定める軽微な変更を除く。）しようとするとき。</li> <li>(2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。</li> <li>(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったとき。</li> </ol> <p>このように、事業計画の変更はあらかじめ知事に報告してその承認を受けなければならないが、事業完了日以降に事業計画の変更承認の申請をすることは、上記規則に反している。</p> <p>県は、補助事業者に対し、事業計画の変更については、その変更事由が判明した時点で速やかに承認申請するよう適切に指導すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済） ご指摘の内容は事務処理の誤りでした。令和3年度事業分からはこのような誤りが無いよう十分注意し、適正な事務の執行に努めるとともに、補助事業者に対しても指導を行ってまいります。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第13 教育委員会

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.160	学芸文化課	<p>本補助金はいずれの事業においても年度当初に全額の概算払いがされている。ここで、補助金等の交付方法に関する長崎県補助金等交付規則16条の定めは次のとおりである。</p> <p>長崎県補助金等交付規則 第16条（補助金等の交付） 第14条の規定により通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより補助金等交付請求書（様式第3号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。 2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。</p> <p>このように、同条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。</p> <p>本補助金については、例えば、長崎県高等学校文化活動活性化補助事業（上記1・（1）・イ・）の事業実施計画を見ると、年度当初に実施する事業から年度後半に実施する事業まで実施時期にかなり幅があるものとなっている。</p> <p>補助事業者の財政基盤が盤石ではないことから一定の概算払いが必要ではあることは理解できるものの、いずれの補助事業についても、年度当初の全額概算払いが「特に必要」とまでは言えない。補助金交付が原則としては精算払い、後払いであり、あくまで概算払いが例外的な扱いであることに鑑みれば、例えば、半期あるいは4期に分けて概算払にするなど、年度当初の全額概算払い以外の方法を検討すべきである。</p> <p>今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。</p> <p>また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。</p> <p>県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。（意見）</p>	<p>（措置済） 概算払いによる交付については、令和3年度事業分から補助事業者に対しその必要性を示すよう指導し、補助事業者の財政基盤や実施事業の着手時期を勧奨のうえ、判断してまいります。</p>	
p.160	学芸文化課	<p>上記（1）・オで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。</p> <p>本補助金についても、全ての補助事業のチェックリストに現地調査を実施した旨のチェックがあり、担当者は毎年度現地調査を行っているとのことである。しかし、いつ、誰が、どのような現地調査を行ったのか、記録上明らかではない。</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記 ないし の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的に実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。</p> <p>補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置済） 補助事業者に対する現地調査については、毎年度行ってまいりましたが、記録を残していなかったため、令和2年度事業分から内容を記録・保管するよう改善してまいります。</p>	
p.162	学芸文化課	<p>本補助金のいずれの事業についても、交付申請時の予算計画において、消費税を含む金額で予算組みされている。</p> <p>すうすると、交付された補助金には、消費税が含まれているのであるから、長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱6条4項が適用され、上記（1）・イのとおり仕入れに係る消費税等相当額の報告をさせなければならない。</p> <p>しかしながら、本補助金のいずれの事業においても、補助事業者からかかる報告がされていない。県担当者によれば、補助事業者に対して口頭で確認をしているとのことであったが、上記（1）・イで述べたとおり口頭での確認だけでは不十分である。</p> <p>県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済） 仕入れに係る消費税等相当額の報告については、口頭で確認してはいたしましたが、令和3年度事業分から収支計算書を徴するなどして補助事業者が納税義務者とならない旨を確認し、書面に記録するよう、改善してまいります。</p>	
p.162	学芸文化課	<p>長崎県中学校総合文化祭開催費補助事業（上記1・（1）・イ・）は、収入の部に関して、事業計画書の収支予算と事業報告時の収支決算において次の表のとおり大きな差異が発生している。【監査結果報告書162頁参照】</p> <p>差異発生主な理由は、支出の部における派遣費が、予算額2,000,000円であるのに対して決算額887,700円と、大幅に減少したことにある。派遣費が大幅に減額されたことについて、県の説明では、生徒の送迎に使用する貸し切りバスの台数が減少したことによって予算決算に差異が発生したが、長崎県中学校総合文化祭の実施内容に変更はなく、長崎県中学校文化活動費補助金実施要綱5条のとおり県の補助金額に変更を生じない範囲内で行う軽微な変更ととらえ、事業計画変更の必要はないと考えているとのことである。</p> <p>事業計画の変更に関しては、次のとおり長崎県中学校文化活動費補助金実施要綱4条1項及び5条に定めている。</p> <p>長崎県中学校文化活動費補助金実施要綱 第4条（計画変更の承認等） 1 規則第11条第2項の規定による事業計画変更の承認を受けようとする者は、事業計画変更承認申請書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。 第5条（軽微な変更） 規則第11条第2項第1号に規定する軽微な変更とは、補助事業の実施主体及び県の補助金額に変更を生じない範囲内において行う変更とする。</p> <p>確かに、本補助事業については、実施主体に変更はなく、また、補助金額については定額交付となっているため、予定されていた支出が大幅に減少しても、補助金額を割り込まない限り変更は生じないから、上記実施要綱5条の「軽微な変更」に当たり、事業計画変更承認申請は必要ないことになる。</p> <p>しかし、長崎県中学校文化活動という本補助事業の性質からして、事業年度の途中で実施主体が変更するという事態は通常想定できず、また、支出が補助金額を割り込むということは補助事業者が自主財源を一切使用しないということの意味し、補助事業者の自主性や自立性を確保すべき補助金制度の趣旨・目的に照らし、本来、許容すべきではない事態である。</p> <p>このことから、同要綱5条は、極めて限定的な事態以外はすべて「軽微な変更」として認める広汎すぎる規定であると言える。補助金の適切な交付という観点からは「軽微な変更」はあくまで例外的な場合のみ許容すべきであり、本補助事業のように補助対象経費が補助金額を大幅に超えるほど減少した場合などは、補助事業者に事業計画変更承認を申請させ、県において改めて補助金額の妥当性を検討すべきである。</p> <p>したがって、同要綱5条については、「軽微な変更」として認める範囲を限定する方向で見直してもらいたい。</p> <p>長崎県中学校文化活動費補助金実施要綱5条については、「軽微な変更」として認める範囲を限定する方向で見直してもらいたい。（意見）</p>	<p>（措置未済） 補助金実施要綱の「軽微な変更」の規定については、見直す方向で検討してまいります。</p>	<p>実施要綱については、範囲を限定する方向で、令和3年度中を目処に改正するよう検討してまいります。</p>

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第13 教育委員会

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.164	学芸文化課	上記(1)・オで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。 本補助金についても、全ての補助事業のチェックリストに現地調査を実施した旨のチェックがあり、担当者は毎年度現地調査を行っているとのことである。しかし、いつ、誰が、どのような現地調査を行ったのか、記録上明らかではない。 補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記 ないし の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。 補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。(意見)	(措置済) 補助事業者に対する現地調査については、毎年度行ってきましたが、記録を残していなかったため、令和2年度事業分から内容を記録・保管するよう改善してまいります。	
p.164	学芸文化課	本補助金は、いずれの事業においても年度当初に全額の概算払いがされている。 しかし、上記(2)・オのとおり、長崎県補助金等交付規則16条2項は、補助金等の交付が原則として後払いであり、概算払いは「特に必要がある場合」の例外的な扱いであることを定めている。 本補助金は、例えば、長崎県中学総合文化祭開催費補助事業(上記1・(1)・イ・)や長崎県中学校総合文化祭離島地区中学校参加費補助事業(上記1・(1)・イ・)では、事業の実施は11月末日であるのに、5か月前の6月初旬に全額概算払いされている。また、長崎県中学校文化活動推進校指定事業(上記1・(1)・イ・)は、合宿の遠征費用や講師招へい費用に対する補助であるが、事業計画書には実施時期の記載がないにもかかわらず、年度当初に全額概算払いがなされている。 補助事業者の財政基盤が盤石ではないことから一定の概算払いが必要であることは理解できるものの、いずれの補助事業についても、年度当初の全額概算払いが「特に必要」とまでは言えない。補助金交付が原則としては精算払い、後払いであり、あくまで概算払いが例外的な扱いであることに鑑みれば、例えば、半期あるいは4期に分けて概算払うなど、年度当初の全額概算払い以外の方法を検討すべきである。 今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。 また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。 県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。(意見)	(措置済) 概算払いによる交付については、令和3年度事業分から補助事業者に対しその必要性を示すよう指導し、補助事業者の財政基盤や実施事業の着手時期を勘案のうえ、判断してまいります。	
p.166	体育保健課	本補助金のいずれの事業についても、交付申請時の予算計画において、消費税を含む金額で予算組みされている。 そうすると、交付された補助金には、消費税が含まれているのであるから、長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱6条4項が適用され、上記(1)・イのとおり仕入れに係る消費税等相当額の報告をさせなければならない。 しかしながら、本補助金のいずれの事業においても、補助事業者からかかる報告がされていない。県担当者によれば、補助事業者に対して口頭で確認をしているとのことであったが、上記(1)・イで述べたとおり口頭での確認だけでは不十分である。 県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。(指摘事項)	(措置済) 仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていないことについては、その報告の重要性を再度認識し、補助事業者に対して書面にて報告するよう求めてまいります。	
p.166	体育保健課	上記(1)・オで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。 本補助金についても、全ての補助事業のチェックリストに現地調査を実施した旨のチェックがあり、担当者は毎年度現地調査を行っているとのことである。しかし、いつ、誰が、どのような現地調査を行ったのか、記録上明らかではない。 補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記 ないし の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。 補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。(意見)	(措置済) 現地調査の内容が記録化されていないことについては、今回の意見を踏まえ、令和2年度の現地調査から、実施した担当者、調査方法・内容、調査結果等を補助事業の記録として残すよう改めました。	
p.167	体育保健課	本補助金は、いずれの事業においても年度当初に全額の概算払いがされている。 上記(2)・オのとおり、長崎県補助金等交付規則16条2項は、補助金等の交付が原則として後払いであり、概算払いは「特に必要がある場合」の例外的な扱いであることを定めている。 本補助金は、例えば、全国全九州高等学校体育大会派遣事業(上記1・(1)・ウ・)や、長崎県高等学校総合体育大会離島地区選手派遣事業(上記1・(1)・ウ・)などは、事業実施時期が6月と11月に分かれているにもかかわらず、年度当初に全額概算払いがなされている。 補助事業者の財政基盤が盤石ではないことから一定の概算払いが必要であることは理解できるものの、いずれの補助事業についても、年度当初の全額概算払いが「特に必要」とまでは言えない。補助金交付が原則としては精算払い、後払いであり、あくまで概算払いが例外的な扱いであることに鑑みれば、例えば、事業実施時期の2期に分けて概算払うなど、年度当初の全額概算払い以外の方法を検討すべきである。 今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。 また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。 県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。(意見)	(措置済) 概算払いの必要性が十分に検討されていないことについては、今回の意見を踏まえ、令和3年度から概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討することとしております。	
p.168	体育保健課	本補助金のいずれの事業についても、交付申請時の予算計画において、消費税を含む金額で予算組みされている。 そうすると、交付された補助金には、消費税が含まれているのであるから、長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱6条4項が適用され、上記(1)・イのとおり仕入れに係る消費税等相当額の報告をさせなければならない。 しかしながら、本補助金のいずれの補助事業においても、補助事業者からかかる報告がされていない。県担当者によれば、補助事業者に対して口頭で確認をしているとのことであったが、上記(1)・イで述べたとおり口頭での確認だけでは不十分である。 県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。(指摘事項)	(措置済) 仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていないことについては、その報告の重要性を再度認識し、補助事業者に対して書面にて報告するよう求めてまいります。	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第13 教育委員会

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.169	体育保健課	<p>本補助金のうち、全国全九州中学校体育大会派遣事業（上記1・（1）・ウ・ ））、九州中学校テニス競技大会開催事業（上記1・（1）・ウ・ ））、及び九州中学校柔道競技大会開催事業（上記1・（1）・ウ・ ））については、補助事業者から提出された補助金交付申請書に押印している収受印に、修正テープによる修正が施され、別の日付による収受印が押されている。具体的には、平成31年4月1日付交付申請書に、当初は平成31年4月12日付の収受印が押されていたが、その上に修正テープによる修正を施し、平成31年4月1日付の収受印を再押印している。</p> <p>本補助金は、平成31年3月20日付長崎県教育委員会体育保健課長による「平成31年度長崎県中学校体育連盟事業費補助金の内示について」によれば、交付申請書の提出期限を平成31年4月1日と定めており、仮に、本補助金の交付申請書が、修正前の収受印の日付である平成31年4月12日に収受されていたとすれば、交付申請書の提出期限を徒過していたことになる。</p> <p>県担当者によれば、修正テープによる収受印の修正の経緯は、事務的な誤りによるものとのことだが、当初の収受印の日付から大きく遡った収受印を押し、かつ、その遡った日付が交付申請書の提出期限日であることを考えると、単純な事務的な誤りという説明だけでは十分とは言えない。</p> <p>地方公共団体に対する文書による意思表示は、当該文書が地方公共団体に到達した時点でその効力が発生し（民法97条1項）、地方公共団体は、相手方の意思表示に対し、必要な事務を行う義務を負うことになる。収受印は、郵送や通信情報システム等を介し、地方公共団体が文書を収受し、相手方の意思表示が到達した日付を特定する重要な役割を持つものである。特に、上記補助事業においては、補助事業者が期限までに交付申請を行っているか否かを確認する上で、収受印の日付が重要な役割を果たすことは指摘するまでもない。</p> <p>このように、県が行う事務において、収受印の日付は厳密に取り扱われるべきであり、安易に修正テープによる修正を施し、再押印を認めることは、適正な行政手続きの観点からは不適切である。仮に収受印を押印する過程で何らかの不備や誤りがあった場合には、簡易であっても願末書を添付する等、収受印の日付の正確性を担保する措置を講ずべきである。</p> <p>県は、収受印の日付の重要性や厳密に取り扱べきことを再確認し、何らかの不備や誤りがあった場合には、安易に、修正テープ等による修正は行わず、簡易であっても願末書を添付する等、収受印の日付の正確性を担保する措置を講ずべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>今回の指摘を踏まえ、今後は、別途説明や願末を記載するなど適切な事務処理に努めてまいります。</p>	
p.169	体育保健課	<p>上記（1）・オで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。</p> <p>本補助金についても、全ての補助事業のチェックリストに現地調査を実施した旨のチェックがあり、担当者は毎年度現地調査を行っているとのことである。しかし、いつ、誰が、どのような現地調査を行ったのか、記録上明らかではない。</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記 ないし の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。</p> <p>補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置済）</p> <p>現地調査の内容が記録化されていないことについては、今回の意見を踏まえ、令和2年度の現地調査から、実施した担当者、調査方法・内容、調査結果等を補助事業の記録として残すよう改められた。</p>	
p.170	体育保健課	<p>本補助金は、交付申請時の予算計画において、消費税を含む金額で予算組みされている。</p> <p>そうすると、交付された補助金には、消費税が含まれているのであるから、長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱6条4項が適用され、上記（1）・イのとおり仕入れに係る消費税等相当額の報告をさせなければならない。</p> <p>しかしながら、補助事業者からかかる報告がされていない。県担当者によれば、補助事業者に対して口頭で確認をしているとのことであったが、上記（1）・イで述べたとおり口頭での確認だけでは不十分である。</p> <p>県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていないことについては、その報告の重要性を再度認識し、補助事業者に対して書面にて報告するよう求めてまいります。</p>	
p.171	体育保健課	<p>上記（2）・ウで指摘したとおり、長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条からすると補助事業者が県に提出すべき事業計画書等は、補助金交付の必要性・相当性を審査するためのものであり、事業実績報告書等は、実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合することを調査するためのものである。</p> <p>しかし、本補助金において提出されている事業計画書と事業実績報告書では記載内容が異なっており、照合して確認することができない。具体的には、収支予算書では、収入科目が補助金収入の他、基本財産運用収入やJSP0事業受託収入、県事業受託収入等、複数の収入科目に分けられているが、収支決算書では収入科目が補助金収入以外には県事業受託収入と負担金しかない。このように記載内容が異なると、補助事業者が実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合しているか調査するという事業実績報告書等の審査資料としての機能を十分に果たせない。</p> <p>事業計画書や事業実績報告書等は、いずれも、適正な補助金交付のために重要な審査資料であり、県は、かかる趣旨や役割を再確認した上で、補助事業者に対し、交付決定の審査や補助金額確定の調査に適した内容を記載するよう指導すべきである。</p> <p>県は、補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済）</p> <p>今回の指摘を踏まえ、関係の補助事業者に対して、交付規則等に適合した関係書類を整備するよう令和3年度から指導を行っております。</p>	
p.171	体育保健課	<p>上記（1）・オで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。</p> <p>本補助金についても、全ての補助事業のチェックリストに現地調査を実施した旨のチェックがあり、担当者は毎年度現地調査を行っているとのことである。しかし、いつ、誰が、どのような現地調査を行ったのか、記録上明らかではない。</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記 ないし の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。</p> <p>補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置済）</p> <p>現地調査の内容が記録化されていないことについては、今回の意見を踏まえ、令和2年度の現地調査から、実施した担当者、調査方法・内容、調査結果等を補助事業の記録として残すよう改められた。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第14 警察本部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.173	組織犯罪対策課	<p>本補助金は、交付申請時の予算計画において、消費税を含む金額で予算組みされている。そうすると、交付された本補助金には、消費税が含まれているのであるから、次の長崎県警察本部関係補助金等交付要綱7条4項が適用される。</p> <p>長崎県警察本部関係補助金等交付要綱7条4項 第7条(実績報告等) 4 補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、この金額(減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額)を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。</p> <p>このような条項が定められている理由は、補助金の交付を受けた補助事業者が、補助事業を実施するに当たって課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額を控除したとすると、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担しないことになり、消費税額に相当する補助金が過払いになってしまうからである。したがって、交付する補助金に消費税等が含まれていないことが明らかな場合を除いて、県は、補助事業者に対し、仕入れに係る消費税等相当額の報告を求めなければならない。しかし、かかる報告が適切に行われていなかったため、平成29年度包括外部監査において、県は、次のような指摘を受けている。</p> <p>平成29年度包括外部監査報告書28頁 仮に消費税返還義務のある補助金支給者だった場合、消費税等相当額報告書が提出されないと補助金の過払につながる恐れがある。また、支給した補助金の消費税部分の還付に係る自治体の対応について、会計検査院により全国の自治体が度々指摘を受けている点からみても、リスクが高い部分と判断できる。 したがって、県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後(例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など)に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである。</p> <p>この包括外部監査の指摘を受け、県は、各部局に対し、「平成30年度の予算執行について」(平成30年4月2日付30財第1号)及び「平成31年度の予算執行について」(平成31年4月1日付31財第1号)において、次のように指示した。</p> <p>「平成31年度の予算執行について」(平成31年4月1日付31財第1号) 消費税込みで交付申請した補助事業者に対しては、仕入れに係る消費税等相当額の有無・状況を報告させるとともに、その報告においては消費税の確定申告書等の写しを添付させるなどして、適切かつ十分な確認を行うこと。なお、実績報告書を提出する時点において仕入れに係る消費税等相当額が明らかになっていない場合は、その額が確定した時点において報告・確認が必要となるため、翌年度以降にしっかりと引継がなされるよう、適切に管理・対応すること。</p> <p>しかしながら、本補助金においても、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない。 県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済) 長崎県警察本部関係補助金等交付要綱第7条第4項に規定された「消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合の報告」について、対象団体にその必要性を説明した上で、令和2年度補助金精算時から報告書の提出を行わせることといたしました。</p>	
p.175	組織犯罪対策課	<p>本補助金は、年度当初の6月に補助金の全額が概算払いにより交付されている。ここで、補助金等の交付方法に関する長崎県補助金等交付規則16条の定めは次のとおりである。</p> <p>長崎県補助金等交付規則 第16条(補助金等の交付) 第14条の規定により通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより補助金等交付請求書(様式第3号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。 2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。</p> <p>このように、同条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。</p> <p>本補助金は、補助対象経費の範囲が比較的広く、賃借料など年度当初から支出が必要となるものも含まれており、一定の概算払いが必要であることは理解できる。しかし、それだけでは年度当初の全額概算払いが「特に必要」とまでは言えず、例えば、半期あるいは4期に分けるなど、年度当初の全額概算払い以外の方法を検討してもらいたい。</p> <p>今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。</p> <p>また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。</p> <p>県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。(意見)</p>	<p>(措置済) 対象団体は、当該補助金を原資として事業を実行していることから、概算払いは必要であると考えております。 しかしながら、交付金額については、年度当初に全額必要であるとは認められないことから、令和3年度補助金から半期毎の概算払いとすることといたしました。 なお、補助金の請求に際しては、概算払いの必要性を記載した請求書を提出させることとしております。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第14 警察本部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.176	生活安全 企画課	本補助金は、交付申請時の予算計画において、消費税を含む金額で予算組みされている。 そうすると、交付された本補助金には、消費税が含まれているのであるから、長崎県警察本部関係補助金等交付要綱7条4項が適用され、上記(1)・イのとおり報告をさせなければならない。 しかしながら、本補助金においても、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない。 県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。(指摘事項)	(措置済) 長崎県警察本部関係補助金等交付要綱第7条第4項に規定された「消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合の報告」について、対象団体にその必要性を説明した上で、令和2年度補助金精算時から報告書の提出を行わせることいたしました。	
p.177	生活安全 企画課	長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条は、補助事業者に対し、次のとおり、事業計画書や事業実績報告書等の提出を求めている。  第4条(補助金等の交付の申請) 補助金等の交付の申請(契約の申込みを含む。以下同じ。)をしようとする者は、補助金等交付申請書(様式第1号。ただし、契約の申込みにあつては、これに準ずる書類)に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。ただし、添付書類については、知事がその必要がないと認めるときは、省略することができる。 (1) 補助事業等の事業計画書 (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代る書類 (3) 補助事業等が工事の施行に係るものであるときは、その実施設計書 (4) その他知事が必要と認める書類  第5条(補助金等の交付の決定) 知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をするものとする。  第13条1項(実績報告) 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は第11条第2項第2号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、別に定めるところにより、補助事業等実績報告書(様式第2号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。  第14条(補助金等の額の確定) 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。  このように、補助事業者が県に提出すべき事業計画書等は、補助金交付の必要性・相当性を審査するためのものであり、また、事業実績報告書等は、実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合することを調査するためのものである。 本補助金の事業についても、それぞれ事業計画書や事業報告書等が提出されているが、その内容を確認すると、補助対象事業を特定して作成されたものではなく、補助事業者の運営全体に関する事業計画及び事業報告として作成されている。 補助事業者が提出している書類では、補助対象事業に対する補助金交付の必要性・相当性の審査や、実施した事業の成果と交付決定の内容等との適合性の調査が適切にできない。 県は、補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。 県は、補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。(指摘事項)	(措置済) 長崎県補助金等交付規則第4条、第5条、第13条第1項及び第14条に規定された「事業計画書及び実績報告書の提出の必要性」について説明した上で、令和2年度の補助金精算時に、補助金の必要性が判断できる実績報告書を提出させました。 また、令和3年度の補助金の交付申請時から、補助金の必要性が判断できる事業計画書を提出させることいたしました。	
p.178	生活安全 企画課	本補助金は、年度当初の6月に補助金の全額が概算払いにより交付されている。 上記(1)・ウのとおり、長崎県補助金等交付規則16条2項は、補助金等の交付が原則として後払いであり、概算払いは「特に必要がある場合」の例外的な扱いであることを定めている。 本補助金は防犯活動推進事業に係る経費が補助対象経費となっており、広報活動など広く使用されていることは分かるが、年度当初に全額を概算払うことが「特に必要」であるとまでは言いがたい。 今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。 また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。 県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。(意見)	(措置済) 対象団体は、当該補助金を原資として事業を実行していることから、概算払いは必要であると考えております。 しかしながら、交付金額については、年度当初に全額必要であるとは認められないことから、令和3年度補助金から半期毎の概算払いとすることいたしました。 なお、補助金の請求に際しては、概算払いの必要性を記載した請求書を提出させることとしております。	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・全庁的な問題

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.179	財政課	<p>ア 消費税仕入税額控除に関する補助金等交付要綱の規定 長崎県のほぼ全ての補助金等交付要綱（長崎県議会事務局関係補助金等交付要綱を除く。）において、補助事業における消費税仕入税額控除（以下「仕入税額控除」という。）の取扱いに関し、次のような条項を定めている。</p> <p>補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減して申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。</p> <p>このように、県は、補助事業者に対し、消費税等の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、報告書の提出を義務付けているが、今回の監査においては、未提出となっている補助事業が多数検出されており、極めて重大な問題である。 まず、かかる問題点の理解を深めてもらうため、補助事業者に対し仕入れに係る消費税等相当額の報告を求める理由を説明する。</p> <p>イ 補助事業者に対し仕入れに係る消費税等相当額の報告を求める理由 消費税は、原則として全ての財貨・サービスの国内における販売、提供などを課税対象とし、生産、流通、販売などの各段階において課税され、最終的には消費者に転嫁される税金である。 仕入税額控除制度は、税の累積を避けるため、その前段階で課税された消費税を取り除く制度である。各事業者が申告・納付する消費税額は、原則として、当該課税期間中の課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算することとなる。 このように課税仕入等にかかる消費税額を控除する際、補助金の充当を受けた経費の消費税についても、課税仕入に対して支払った消費税として控除することができるため、補助金の充当を受けた経費に係る消費税が事業者に滞留することとなる。 そうすると、事業者に滞留する補助金に係る消費税額が、過払いとして、そのまま事業者の利益になってしまい、補助金制度の趣旨からして適当ではないため、県は、補助事業者に対し、消費税等の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、報告書の提出と当該金額の返還を義務付けている。</p> <p>ウ 平成29年度包括外部監査での指摘等 しかし、県担当者や補助事業者の認識が不十分であるなどするため、仕入れに係る消費税等相当額の報告が失念などにより適切に行われていない事業が見受けられる。 平成29年度包括外部監査においても、次のとおり指摘されている。</p> <p>平成29年度包括外部監査報告書28頁 仮に消費税返還義務のある補助金支給者だった場合、消費税等相当額報告書が提出されないと補助金の過払につながる恐れがある。また、支給した補助金の消費税部分の還付に係る自治体の対応について、会計検査院により全国の自治体が度々指摘を受けている点からみても、リスクが高い部分と判断できる。 したがって、県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである。</p> <p>この包括外部監査の指摘を受け、県は、各部署に対し、「平成30年度の予算執行について」（平成30年4月2日付30財第1号）及び「平成31年度の予算執行について」（平成31年4月1日付31財第1号）において、次のように指示した。</p> <p>「平成31年度の予算執行について」（平成31年4月1日付31財第1号） 消費税込みで交付申請した補助事業者に対しては、仕入れに係る消費税等相当額の有無・状況を報告させるとともに、その報告においては消費税の確定申告書等の写しを添付させるなどして、適切かつ十分な確認を行うこと。なお、実績報告書を提出する時点において仕入れに係る消費税等相当額が明らかになっていない場合は、その額が確定した時点において報告・確認が必要となるため、翌年度以降にしっかりと引継がなされるよう、適切に管理・対応すること。</p> <p>エ 今年度監査で検出された問題点 しかしながら、今年度の監査においても、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない事業が散見された。 県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済） 補助金等交付事務チェックリストに消費税等相当額に係る報告についての項目を追加するとともに、各部署に対して、補助金事務における消費税の適正な取扱いについて、改めて徹底を図りました。</p>	



令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・全庁的な問題

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.183	財政課	<p>本監査において、事業計画書や事業実績報告書等の記載に次のような問題点が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載内容が概括的、抽象的であるため、具体的な事業や支出の内容が把握できない。</li> <li>・事業計画書と事業実績報告書の記載方法・内容が異なるため、事業や支出に関し、計画と実施結果の比較が困難である。</li> </ul> <p>このような問題点に関し、県担当者からは、県が補助事業者の事務局を兼ねている、補助事業者の事務局が県庁内にある、県担当者が補助事業者の総会等重要な会議に出席しているなどの事情から、事業計画書や事業実績報告書等上記のような不備があったとしても補助事業の具体的な内容等を把握できているため、然したる問題はないという回答も あった。</p> <p>しかしながら、長崎県補助金等交付規則4条及び5条は、交付申請及び交付決定の手続きを次のとおり規定している。</p> <p>第4条（補助金等の交付の申請） 補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号。ただし、契約の申込みにあつては、これに準ずる書類）に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。ただし、添付書類については、知事がその必要がないと認めるときは、省略することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1） 補助事業等の事業計画書</li> <li>（2） 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代る書類</li> <li>（3） 補助事業等が工事の施行に係るものであるときは、その実施設計書</li> <li>（4） その他知事が必要と認める書類</li> </ol> <p>第5条（補助金等の交付の決定） 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。</p> <p>このように、長崎県補助金等交付規則4条及び5条は、補助金の交付申請者に対し、事業計画書や収支予算書を添付した交付申請書を提出させ、県が提出された申請書類等の内容を審査した上で、交付決定するよう定めている。</p> <p>そうであるならば、交付申請書に添付する事業計画書や収支予算書は、補助金交付の必要性・相当性を審査しうる程度に具体的な内容でなければならない。</p> <p>また、長崎県補助金等交付規則13条1項及び14条は、補助事業の実績報告及び補助金額の決定の手続きを次のとおり規定している。</p> <p>第13条1項（実績報告） 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は第11条第2項第2号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、別に定めるところにより、補助事業等実績報告書（様式第2号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。</p> <p>第14条（補助金等の額の確定） 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。</p> <p>このように、長崎県補助金等交付規則13条1項及び14条は、補助事業者に対し、事業実績報告書等を提出させ、県が提出された報告書等を調査し交付決定と適合することを確認した上で、交付額を確定するよう定めている。</p> <p>そうであるならば、事業実績報告書等は、当該事業の成果が交付決定と適合することを調査しうる程度に具体的で、かつ、事業計画書等と比較ができるような記載方法・内容でなければならない。</p> <p>以上のとおり、長崎県補助金等交付規則4条及び5条は、交付申請書に添付された事業計画書等を基に補助金交付の必要性・相当性を審査し、同規則13条1項及び14条は、事業実績報告書等を基に交付額確定の調査を行うこととしているのであるから、仮に県担当者がこれらの書類以外から補助事業の具体的な内容等を知り得たとしても、事業計画書や事業実績報告書等には一定の記載を求めるべきである。</p> <p>加えて、事業計画書や事業実績報告書等に基づく審査や調査を行っておかなければ、後日、本監査のような第三者機関において、県の交付決定手続きや交付額確定手続きの適正性を検証することができない。</p> <p>県は、事業計画書や事業実績報告書等が、補助金交付の必要性・相当性を審査し、交付額確定の調査を行うためのものであるという趣旨や役割を有していることを再確認した上で、事業計画書や事業実績報告書等の適正化を図るべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済） 各部署に対して、事業計画書及び実績報告書等の適正な取扱いについて、改めて徹底を図りました。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・全庁的な問題

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.181	財政課	<p>ア 現在の取扱いの制度上の問題点                      上記のとおり、長崎県においては、仕入税額控除の取扱事務に關し多数の不備が生じている。その原因に、県職員や補助事業者の認識不足があることは否めないが、次のような制度上の問題も影響している。                      ・交付申請時に算出した補助対象経費に消費税が含まれている補助事業は、全件、仕入れに係る消費税等相当額の報告を求める対象となってしまう。対象事業が広範かつ多数であるため不備が生じる件数も多くなる。                      ・補助事業者の確定申告時期が、補助事業が終了し精算した後にすることが多いため、当該報告を失念しやすい。                      ・補助事業者が、課税売上高1,000万円以下であるなど、消費税法9条1項により納税義務が免除される小規模事業者であり、本来、仕入税額控除がなく、当該報告の対象としなくてもいいのに、現在の取扱いでは対象としている。                      ・消費税法9条1項により納税義務が免除される小規模事業者などには、どのような確認資料を提出させるべきか、具体的な指針が示されていない。                      このような制度上の問題点を改善しなければ、いつまでも、仕入税額控除の取扱事務に関する不備は解消されず、補助金事務の適正な執行が図れない。</p> <p>イ 長崎県版見直し案について                      ここで参考になるのが、環境省が「補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱について」（平成24年8月9日付環境会発第120809001号）で示した改善策である。同省の運用改善も、「環境大臣への報告及び補助金に係る消費税仕入控除税額の返還がなされないケースが散見され、一層の改善が求められていることから」策定されている。                      同省が示した改善策を参考に、「長崎県版 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いの見直し（案）」（以下「長崎県版見直し案」という。）（添付資料参照）を示すので、長崎県においても運用改善を検討してもらいたい。</p> <p>ウ 長崎県の補助事業の特徴                      長崎県版見直し案は、長崎県の補助事業の次のような特徴を踏まえている。                      ・補助金額が、上限となる補助率により決まるのではなく、補助対象経費に補助率を乗じた額の範囲内において「定額」あるいは「予算の範囲内」などにより決まる事業が多い。                      ・補助事業者の多くが、消費税法9条1項により消費税等の納付義務が免除される課税売上高1,000万円以下の小規模事業者である。                      ・補助事業者の中には、対価のない収入しかない任意団体や個人等で、消費税の納税義務者とならない者も多い。                      ・補助事業者の多くが、地方公共団体や消費税法別表3に掲げる法人（一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人等）であり、消費税法60条4項の特例が適用される事業者である。</p> <p>エ 長崎県版見直し案による取扱事務の効率化、適正化                      長崎県版見直し案により、仕入税額控除の取扱事務が次のように効率化、適正化されるものと期待する。                      ・原則として、消費税等相当額を除外した補助金額によって交付決定や額の確定を行うことで、最重要な問題である補助金の過払いを防止することができる。仕入税額控除の取扱事務の効率化や適正化が図れる。                      ・「定額」あるいは「予算の範囲内」などによって補助金額が決まっている事業の多くが、消費税等相当額を除外した金額によって交付決定や額の確定を行っているものとして、仕入税額控除の取扱事務を省略できる。                      ・課税売上高1,000万円以下であるなど、消費税法9条1項により消費税等の納付義務が免除される補助事業者については、課税期間の消費税等確定申告書を確認するなどにより、また、対価のない収入しかない任意団体や個人等で、消費税の納税義務者とならない者については、収支計算書等で収入の内容を確認するなどにより、消費税等相当額を含んだ交付決定や額の確定を行うことができる。                      この取扱いのメリットは、課税期間の基準期間が【個人：その年の前々年、法人：その事業年度の前々事業年度】であるため、交付申請時に確認できることにある。従前の取扱いであれば、補助事業終了・精算後に、仕入れに係る消費税等相当額の報告時期が来ることが多いため、失念等を招きやすかったが、長崎県版見直し案はこの問題を解消し、取扱事務を適正化できると期待する。                      ・地方公共団体や消費税法別表3に掲げる法人（一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人等）に対する補助事業については、補助事業終了後に特定収入割合（特定収入とは、資産の譲渡など対価に該当しない収入のうち、消費税法施行令75条1項各号《特定収入に該当しない収入》に掲げる収入以外の収入をいう。）を証明する計算書類の提出を求めることで、消費税等相当額を含んだ交付決定や額の確定ができる。                      かかる計算書は、消費税等確定申告書に添付されるものであるため、仕入れに係る消費税等相当額報告書のように、特別に作成する必要がなく、また、継続的に行われている補助事業においては、交付申請時に前年度の確定申告書等の提出を求めていることが多いため、取扱事務の効率化、適正化が図れる。                      県には、「長崎県版 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いの見直し（案）」（添付資料参照）を参考にするなどし、仕入税額控除の取扱事務の改善を検討してもらいたい。（意見）</p>	<p>（措置済）                      補助金等交付事務チェックリストに消費税相当額に係る報告についての項目を追加するとともに、各部局に対して、補助金事務における消費税の適正な取扱いについて、改めて徹底を図りました。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・全庁的な問題

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.185	財政課	<p>本監査において、年度当初あるいは交付決定直後に、補助金全額が概算払いされる補助事業が散見された。補助事業者の財政的基盤が盤石ではなく、また、補助金が補助事業者の人件費等運営費に充てられるなど、概算払いを必要とする事情があることは理解できる。</p> <p>しかしながら、長崎県補助金等交付規則16条2項は、次のとおり、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。</p> <p>第16条（補助金等の交付） 第14条の規定により通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより補助金等交付請求書（様式第3号）に係る書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。</p> <p>そうであるならば、概算払いにあたっては、補助対象経費の性質や補助事業の実施時期、補助事業者の自主財源の規模などを踏まえ、概算払いの必要性を慎重に検討することが求められる。</p> <p>また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いを求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、補助事業の実施状況の報告や概算払いを求める理由を示すのが適切である。</p> <p>以上を踏まえ、長崎県補助金等交付規則が定める補助金等交付請求書（様式3）に、「事業実施状況報告」及び「概算払いを求める理由」を記載する欄を設けるよう、検討してもらいたい。</p> <p>県は、補助金を概算払いするにあたっては、補助対象経費の性質や補助事業の実施時期、補助事業者の自主財源の規模などを踏まえ、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。また、長崎県補助金等交付規則が定める補助金等交付請求書（様式3）に、「事業実施状況報告」及び「概算払いを求める理由」を記載する欄を設けるよう、検討していただきたい。（意見）</p>	<p>（措置済） 補助金等交付事務チェックリストに概算払いの必要性についての項目を追加するとともに、長崎県補助金等交付規則中の様式に概算払いを必要とする理由の記載欄を追加いたしました。また、各部局に対して、概算払いの適正な取扱いについて、改めて徹底を図りました。</p>	
p.186	財政課	<p>本監査において、補助事業者の現地調査を行っていない、あるいは、現地調査は実施しているがその結果を記録化していない補助事業が多く見受けられた。</p> <p>ここで、現地調査に関する長崎県における規定は次のとおりである。</p> <p>長崎県補助金等交付規則 第5条（補助金等の交付の決定） 知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。</p> <p>補助金等交付事務にかかる審査の強化について（通知） （平成14年4月16日付14財第15号） 2 現地調査の実施について ・現地調査は、必要に応じ、個々の補助事業及び調査箇所等を選定のうえ、積極的かつ計画的に行い、実態把握に努めること。 また、各部局においては、年間計画等を作成するなど適切かつ実効性のある現地調査となるよう留意すること。 ・臨時的な調査の場合は、事前通知から現地調査に至るまで速やかに実施することとし、その趣旨が薄れることのないよう十分注意すること。</p> <p>補助金等交付事務の適正化について（通知） （平成21年6月19日付21財第74号）別紙のチェックリスト ・補助金等の不正受給の発生を防止するため、現地調査を実施したか。</p> <p>補助金等の予算執行について（通知） （平成27年7月21日付27財号外） ・支出については、書類審査のみならず、必要に応じて現地調査を行い、事業が目的に沿って実施されているかなど十分な実績確認に努めること。</p> <p>このように、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。</p> <p>本監査時に、現地調査を行っていない補助事業については、事業実績報告書に領収書等の証拠書類（写し）を添付させる、あるいは、別途法人監査を実施しているから、現地調査を行わなくても支出状況の適正などを確認できているということであり、一定の合理的な理由がある。しかし、これらの措置が現地調査の目的や役割（上記）を十分に果たしているとは言いがたい。</p> <p>補助事業者に対する現地調査の目的や役割からすると、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを記録化しておく必要がある。</p> <p>現地調査は少なくとも3年に1度、定期的実施するとともに、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを記録化することを検討してもらいたい。（意見）</p>	<p>（措置済） 補助金等交付事務チェックリストに現地調査の実施及び記録化についての項目を追加するとともに、各部局に対して、現地調査の実施及び記録の適正な取扱いについて、改めて徹底を図りました。</p>	

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・全庁的な問題

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.188	財政課	<p>(1) 契約方法に関する問題点 補助事業者が行う契約については、補助金という県費を支出することになるため、競争性確保の観点から、個人又は小規模な団体に対する小規模な補助事業を除き、県の契約方法(市町を通じた間接補助事業など市町の契約方法に準拠することが適当な場合は市町の契約方法)に準じて、公平・公正な契約がなされるよう適切に指導及び確認を行うこととされている(「平成31年度の予算の執行について」平成31年4月1日付31財第1号)。 しかしながら、県の「契約方法に準じる」という指針が抽象的であるため、補助事業によって契約方法の手続きや県に対する報告が区々になっており、また、競争性や透明性、経済性に疑問が生じる契約方法を採用している補助事業も見受けられた。 したがって、次に紹介するような、佐賀県の取扱いを参考にするとして、長崎県においても補助事業の契約方法について具体的かつ厳格な指針を示すよう検討してもらいたい。</p> <p>(2) 佐賀県における取扱い 佐賀県健康福祉部が平成28年7月20日付で策定している「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」は、補助事業の契約方法に関し、次のとおり定めている。</p> <p>(総則) 1 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じなければならない。(「佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)」参照) (契約の方法) 2 契約の方法については、次のとおりとする。 (1) 補助事業を行うために締結する契約については、最も競争性、透明性、経済性等に優れ、不特定多数の参加者を募る調達方法である「一般競争入札」を原則とする。(注意点:多数の参加者を募るための入札公告等を適切に行うこと。) (2) ただし、(1)の原則を貫くと契約までの準備に多くの作業や時間が必要となり、結果として当初の目的が達成できなくなるなどの弊害が生じることがあり得るため、一定の場合には、「指名競争入札」や「随意契約」による調達を例外的な取扱いとして認める。 「指名競争入札」を実施しようとする場合は、「一般競争入札」によりがたい理由について知事の承認を得るものとし、この場合、原則として、5人以上の者を指名しなければならない。(注意点:「一般競争入札」によりがたい理由については早めに県と協議すること。) 「随意契約」によることができるのは、予定価格の額が、次に掲げる契約の種類に応じ、それぞれに定める額を超えない額とし、この場合、原則として、2人以上の者に見積りを行わせなければならない。ただし、1件の予定金額が10万円未満(分解を要する物品等の修繕は30万円未満)の契約(少額随契)等(別表参照)については、単一の業者から見積書を徴するだけで契約(以下「単一業者との随意契約」という。)できるものとする。(注意点:少額随契以外の単一業者との随意契約については、事前に県に確認すること。) なお、補助事業者が個人や小規模の法人等の場合で、一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争」という。)の実施が困難な理由について知事の承認を得たときは、「随意契約」による調達を例外的に認めるものとする。(注意点:競争の実施が困難な理由については、当該法人等の手続き規程等を確認し、社会通念上も適当と判断される場合に適用する。)</p> <p>このように、佐賀県では、補助事業における契約方法も、原則として一般競争入札によることを明示し、例外的に指名競争入札や随意契約による場合は、知事の承認を得るように定めている。 また、補助事業者に対し、契約締結前後の届出を義務付けている。</p> <p>(契約事務の事前届出) 3 補助事業者は、契約(当該契約を随意契約の方法により締結するものあっては、1件の予定価格の額が100万円を超えるものに限る。)を締結するときは、当該契約に係る事務を執行する前に、次に掲げる事項について知事に届け出ること。(注意点:一般競争入札及び指名競争入札を行う場合は、公告案等を添付すること。) (1) 事業内容 (2) 履行期間 (3) 契約の方法(一般競争入札、指名競争入札、見積り合わせによる随意契約及び単一業者との随意契約の別)及びその理由 (4) 入札保証金又は契約保証金の要否 (5) 代金支払の方法 (6) その他必要な事項</p> <p>(契約締結後の届出) 7 補助事業者は、競争により契約を締結した時は、入札結果及び契約書の写しを知事に届け出ること。また、当該契約の内容を変更する場合には、上記3に準じて事前に届け出るとともに、変更契約後、契約書の写しを知事に届け出ること。</p> <p>(3) 長崎県に対する要望 佐賀県は、上記のとおり、補助事業における契約方法の指針や契約締結前後の届出義務を定め、もって、補助金執行の適正を図るようにしている。 長崎県においても、補助金が県費を支出するものであり、その執行には競争性や透明性、経済性が求められること、平成30年度の歳出決算における補助金総額が約494億円にも及び県財政に占める割合が小さくないことからすれば、補助事業の契約方法について具体的かつ厳格な指針を示す必要があると考える。 県には、補助事業の契約方法について具体的かつ厳格な指針を示すよう検討してもらいたい。(意見)</p>	<p>(措置済) 各部署に対して、補助事業者が行う契約方法の適正な取扱いについて、改めて徹底を図りました。</p>	